

平成26年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月4日(木曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	鈴木	繁	君	2番	阿部	健	君
3番	石川	和美	君	4番	佐藤	信親	君
5番	益子	輝夫	君	6番	大森	富夫	君
7番	塚田	秀知	君	8番	益子	明美	君
9番	岩村	文郎	君	10番	川上	要一	君
11番	阿久津	武之	君	12番	橋本	操	君
13番	石田	彬良	君	14番	小川	洋一	君
15番	大金	市美	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島	泰夫	君	副町長	佐藤	良美	君
教育長	小川	成一	君	会計管理者 兼会計課長	塚原	富太	君
総務課長	益子	実	君	企画財政課長	佐藤	美彦	君

税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
環境総合推進室	鈴木雄一君	健康福祉課長	小川一好君
建設課長	山本勇君	農林振興課長	星康美君
商工観光課長	大金清君	総合窓口課長	薄井健一君
上下水道課長	秋元彦丈君	農業委員会 事務局 局長	鈴木真也君
学校教育課長	長谷川幸子君	生涯学習課長	穴山喜一郎君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第5回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金市美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、益子輝夫君及び6番、大森富夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大金市美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（大金市美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、諸般の報告を行います。

今期定例会前の所定の日までに議長宛てに提出があり、受理したものは請願が2件、陳情が4件でありまして、お手元に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおりであります。

この請願及び陳情の取り扱いについて議会運営委員会で審議いたしました。

まず、請願であります。受理番号1「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書に関する請願書」は教育民生常任委員会に、受理番号2「町道薬利後沢線側溝整備に関する請願書」は産業建設常任委員会に審査を付託することにしました。

また、陳情については、受理番号1「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情書」、及び受理番号4「集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情」は総務企画常任委員会に、受理番号2「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」、及び「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」は教育民生常任委員会に付託することにいたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細はお手元に配付してある報告のとおりであります。主なものを申し上げます。

6月26日には、栃木県町村議会議長会第1回議長会議研修会が宇都宮市で開催され、私が出席をいたしました。4つの町議会で議長改選があり、これに伴う役員異動のほか、全国町村議会議長会の要望活動では、道州制推進基本法案に関する意見、大雪被害からの早期復旧に関する緊急要望を行ったことが報告されました。

次に、常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

7月4日に産業建設常任委員会、7月7日に教育民生常任委員会、7月8日に総務企画常任委員会の所管事務調査を実施し、昨年度の主な事務事業や公共施設の運営状況などを調査いたしました。その結果、各常任委員会から合わせて17項目の意見、要望が提出され、これらは文書をもって執行部に報告したところであります。執行部におかれましては、意見、要望に対する検討と対応をよろしくお願いをいたします。

7月10日には、栃木県議会県土整備委員会の現地調査が行われ、町議会から正副議長と産業建設常任委員長が同席し、都市計画道路氏家大子線及び主要地方道那須黒羽茂木線、国道294号吉田バイパス等について、早期に交通環境改善が図れるよう道路の整備を要望いたしました。

次に、議会広報特別委員会の活動について報告いたします。

7月10日から11日にかけて、東京都で実施された全国町村議会議長会主催の町村議会広報研修会に5名全員が参加し、研修の結果報告があり、11日には当町と交流のある豊島区の議会を訪問し、広報編集委員会と広報紙の紙面づくりについて意見交換を行いました。今後、さらに内容の充実した理解しやすい町民に親しまれる議会だよりの発行をご期待いたします。

次に、6月定例会において議会改革特別委員会が設置され、詳細を協議するため、議会改革特別委員会小委員会を設けております。現在までに3回の小委員会を開催し、議員政治倫理条例の制定などに向けて協議を続けているところでございます。

最後に、6月から8月までの間、町内のゲートボール大会やほたる祭り、夏まつりなど、各種行事に出席させていただきました。参加されている方、そして準備に当たられている方々を拝見しますと、皆さんお元気で笑顔がすばらしいというふうに感じました。

今後とも、各方面からの町の発展、活性化にご協力をよろしく願いしたいと思っております。

以上、主なる議会活動事項を述べまして、諸般の報告といたします。

◎行政報告

○議長（大金市美君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様おはようございます。

平成26年第5回定例会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

初めに、先月19日深夜から20日未明にかけ広島市を中心に局地的な豪雨となり、土砂崩れや土石流の発生による家屋の崩壊、流出等で犠牲となった多くの方々のご冥福をお祈りいたします。

記録的な豪雨となったのは未明ということで、避難勧告等の難しさを痛感する大災害となってしまいました。このような災害はいつどこで起こるか分からない最近の気象状況ですので、町におきましても改めて防災マニュアルの再確認をしたところでございますが、このような記録的短時間大雨時の対応について、県や消防、警察など関係機関と連携をとりながら、早急に万全な検討をしてみたいと考えております。

昨今は、局地的な大雪、ダウンバースト、竜巻等が起きておりますので、このような場合、町民の皆様からの情報提供が大変重要になってまいります。議員の皆様におかれましても、情報提供そして建設的なご提言をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから6月定例会以降の行政報告を申し上げます。

6月29日、株式会社馬頭むらおこしセンターの株主総会が商工会館で開催され、私が代表取締役就任いたしました。現在、道の駅の建物の設計、建築確認申請の準備をいたしており、年内の完成を目途に進めているところでございます。

7月6日、大桶運動公園において、行政、消防、警察や協力団体による南那須地区総合水防訓練が実施されました。台風等による集中豪雨により河川の堤防が決壊し、ライフラインに甚大な被害が発生したという想定で、広域対策本部の設置、消防団員による土のうづくりから土のう積み、ロープ結索訓練等を実施いたしました。また、自主防災組織による非常食の炊き出し訓練も行われました。

7月10日、大内保育園において、廃熱利用で栽培したマンゴーの試食会が開催されました。主催したのは那珂川町地域資源活性化研究会のメンバーで、木質バイオマス発電施設の廃熱を利用する実証実験として栽培されたマンゴーが園児たちに振る舞われました。研究会ではウナギの養殖も手がけており、今後の事業展開に期待するものでございます。

同じく7月10日、県議会県土整備委員会の現地調査が小川総合福祉センターで行われました。県道那須黒羽茂木線の田町交差点から馬頭中学校入り口交差点までの歩道整備や国道294号吉田バイパスの早期整備などを要望いたしました。

7月11日から19日までの9日間、姉妹都市であるアメリカのホース・ヘッズ村から親善訪問団が来町いたしました。今回の訪問団員はアンマリー・ベイリー団長を初めとする学生8名、大人3名の11名で、町内4軒のお宅にホームステイいたしました。陶芸体験を初め、貴重な相互の文化交流の場となりました。

7月29日、30日に、豊島区民の那珂川町ツアーがございました。ことしで3回目の企画ですが、参加された方々は都会では経験できない川遊びやそば打ち体験で那珂川町を満喫していました。

8月7日、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議が美玉の湯を会場に開催されました。この会議は知事と市町村長の率直な意見やきめ細かな情報交換の場として毎年開催されており、ことしは那珂川町が会場となりました。町の要望事項として、新那珂橋にかわる新しい橋梁の整備を要望したところでございます。

8月15日、夏祭りが行われました。新那珂橋跡地上流では観光協会によるアユとマスのつかみ取りが行われ、夜には商工会主催による花火大会が開催されました。また、お盆期間中は各地域や団体において納涼祭等が開催されました。

8月18日、19日、栃木県町村会主催による先進地行政調査に参加いたしました。視察地は秋田県五城目町の朝市を活用したまちづくりと、井川町の桜の森彫刻を活用したまちづくりであります。視察した内容を今後のまちづくりに役立てたいと考えております。

9月2日、私が会長を務める栃木県中山間地域活性化推進協議会において、中山間地域における集落機能の維持や共同活動に対する支援等を柱とする要望事項をまとめ、県知事及び県議会議長への要望活動を実施いたしました。

最後に、7月13日から20日までの8日間、関東町村会主催の海外行政視察についてご報告いたします。主な調査内容は、子育て支援、有機農業の地域内流通による地域活性化及び中山間地域の活性化でございました。

子育て支援では、イタリア北部、ミラノから150キロほどのところにある人口16万人ほどのレッジョ・エミリア市のレッジョ・チルドレン総合センターを視察しました。遊びの中から子供の能力を引き出す方法として3人から5人のグループでの話し合いを実践しているもので、相手への思いやりの醸成や創造的な能力を引き出すための担当教師の役割が大きいことを学びました。今後の保育や教育の参考にしたいと考えております。

有機農業の域内流通による地域活性化では、ドイツ、ミュンヘン市から48キロの人口1万4,000人ほどのドルフェン市のタークベルク生産者消費者協同組合を視察いたしました。環

境に配慮した農業を実践している農家、エコロジカルな方法で加工している加工業者、生産者と消費者の密な関係を構築する流通販売業者、地域の有機農産物を最優先で購入する消費者を構成員とする団体で、経済、環境、社会のいずれの側面にも配慮した持続可能な農業として、経済効果、環境、資源保護、雇用確保創出を実践し、地域活性化に寄与しております。

また、中山間地域の活性化では、ミュンヘンから160キロ西にある人口830人のレッテンバッハ村を視察いたしました。太陽光発電の先進地で地域で使う2倍の発電量を誇り、また村営スーパーの地下にある高効率のまきボイラーはスーパーはもちろん、村役場、幼稚園等に冬の暖房熱を供給しております。循環型社会の中にあつて、レッテンバッハで通年使えるコインの地域通貨を発行しております。道の駅プロジェクトの地域通貨券の運用の参考にしたいと考えております。

終わりに、本定例会には報告1件、議案では人事案件のほか条例の制定や改正、補正予算など21議案を提出しております。また、平成25年度一般会計歳入歳出決算等認定9件を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今月21日からは秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。議員各位におかれましても、なお一層の交通安全意識の向上にご協力くださるようお願い申し上げ、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大金市美君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大金市美君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 益子明美君

○議長（大金市美君） 8番、益子明美さんの質問を許可いたします。

益子明美さん。

[8番 益子明美君登壇]

○8番（益子明美君） おはようございます。8番、益子明美です。通告書に基づき一般質問

を行います。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、1点目、高齢者の足の確保について。

町は地域公共交通対策として、住民の交通の利便及び生活と福祉の向上を図るために、デマンドタクシーの実証運行を行っています。25年度の決算においても、デマンドタクシーなちちゃん号の利用実績は年間で1万7,815人に上り、1日平均73人が利用しているとされています。いまやなくてはならない町民、特に自動車を運転できない高齢者の足となっていることは言うまでもありません。

そこで、さらにもっと利用され、高齢者の生活の質の向上を図るために質問いたします。

デマンド交通の利用で、土日、祝日の運行を希望する声が多く、総務企画常任委員会などでも要望された経緯があると思います。ぜひ、土日、祝日の運行を実施されるべきと考えますが、町はどうお考えになるのかお伺いいたします。

現在の実証運行は町内の一定ルートに限られていますが、ルート内での検証、ルート内容の検証もすべき時期に来ていると考えます。特に病院への通院のために利用される方が多いこともあり、町外ではあっても広域で運営している那須南病院へ通う足として運行されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

現在、スクールバスが小・中学校ともに多数運行されています。年間3,700万円ほどの予算を投じて運行されている事業ですので、町民もあわせて利用できればより効果的であると考えます。町として検討してみたいかと思ってお伺いいたします。

2番目に、介護保険法改正についてお伺いいたします。

地域医療・介護総合確保推進法が成立いたしました。利用者がふえる中でも介護保険が維持できるように高齢者に負担増を求めたり、サービスの利用条件を厳しくしているのが特徴であります。特に、要支援1、2向けの訪問介護と通所介護が全国一律の介護保険サービスから市町村が取り組む地域支援事業へと移ることになりました。今までと同様にサービスが受けられるのか、重要な課題として質問をいたします。

1として、介護の必要度が低い要支援1、2の方に給付されている訪問、通所介護が給付予防・日常生活支援総合事業に移行する予定ですが、町としての準備状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2番目として、多様な担い手による生活支援として、NPO、民間事業者、ボランティア等のサービスが提供できるとされていますが、町として委託先をどのように考えていますか。受け皿は存在しているのか、それとも事業者への委託を今までと同様にしていくのか、町の

考え方を伺います。

3番目として、要支援1、2の方々のサービスはこれまでどおり受けられるようになるべく計画を立てることが重要だと思いますが、それはどうなっていくのか伺います。

町に地域ケア推進会議を置き、地域包括支援センターレベルで個別事例を検討する地域ケア個別会議が実施される方向と聞いております。利用者や家族の参加は認められない方向とも聞いておりますが、町としてどのように考えるでしょうか。条例制定時に議事録公開または家族が会議に参加できることを明記すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

3つ目として、保険・福祉在宅支援ハンドブックの作成と配布について伺います。

高齢者、介護、障害者、子育て世代、健康づくりと健康福祉課の事業は多種多様で住民の生活に密着しています。ガイドブックを作成して住民の方々がわかりやすく利用しやすいサービス提供となるようにすべきと考えます。

ことし7月から、訪問看護ステーションが谷川のえにし苑さんの中に訪問看護ステーションもえとして設立いたしました。サービスがあってもそれを利用しないのでは、また利用の方法がわかりにくくは効果につながりません。

利用できる資源、各種制度、サービス、施設等を網羅したハンドブックを作成すべきと考えますが、町の考え方はいかがか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（大金市美君） 答弁願います。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私からは、益子議員の2項目めの質問にお答えをいたします。

まず、1点目の介護予防給付の市町村移行に当たっての町の準備状況についてでございますが、今回の制度改正では2025年に団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中で。要支援者等の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて町が効果的かつ効率的に実施できる新しい総合事業へと移行されます。

先月、厚労省から総合事業のガイドライン案が示されましたが、事業の基盤整備につきましては十分な検討と準備期間が必要なため、平成29年まで実施の猶予期間が設けられているところでございます。

町といたしましては、これまでの地域支援事業等の成果によりボランティアの育成や活用

の素地はあるものの、総合事業への移行に至る体系的な整備や受け皿等の整備にはやはり一定期間を設ける必要があると考えており、今年度策定いたします介護保険第6期事業計画に町の基本方針を示した上で、その後慎重に事業の体制づくりを進める予定でございます。

次に、2点目の多様な担い手による生活支援についてであります。町シルバー人材センターや社会福祉協議会、その他のボランティア団体等と連携し、地域のニーズを見きわめながら高齢者本人も担い手として活躍できるような場の提供も含め、今後検討をしてみたいと考えております。

次に、3点目の要支援1、2の方の介護予防サービスの継続についてであります。介護予防給付のうち訪問介護及び通所介護サービスのみが地域支援事業の中の新たな総合事業へと移行いたしますが、総合事業が開始された後についても専門的なサービスを必要とする人については継続して専門的サービスが受けられますので、それ以外の方につきましては受けているサービスの内容を精査して必要なサービスを受けることができるよう多様なサービスを検討したいと考えております。

次に、4点目の地域ケア個別会議の考え方についてでございます。今回の法改正により、地域ケア会議について制度的に位置づけられるとともに、その活用がうたわれております。

町におきましては、地域ケア会議を随時開催し、その中で個別課題などの検討を行っており、円滑な課題解決のために、基本的には本人や家族の参加もいただいております。

町といたしましては、今後とも本人や家族の参加をいただく考えですが、ケースによっては虐待や支援拒否等、必ずしもその参加が有効でない場合がございますので、国のガイドラインに沿って今後検討してまいります。

なお、議事録の公開につきましては、会議の多くの部分に個人情報が含まれていることから公開は難しいものと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは、高齢者の足の確保についての1番、2番についてお答えいたします。

当町のデマンドタクシーは町内を運行する町営バスやニコニコバスにかわる公共交通機関として、平成22年10月から運行を開始しました。運行当初から自宅からの乗降を基本とし、町内の公共施設や病院などを指定乗降場所として目的地を限定することで町内全域という広範囲をカバーし、スムーズに運行することができております。

おかげをもちまして、ご質問にありましたように平成25年度の利用者は1万7,815人で、1日平均73人の方にご利用をいただき、平成25年12月には利用者が5万人を超え、8月末には約6万2,000人が利用され、利用者からは大変好評をいただいているところであります。登録者数は、8月1日現在で3,011人と年々増加はしております。

ご質問の休日等の運行についてであります。デマンドタクシーの運行は当初からあらかじめ決められた指定場所と自宅の間を平日に限り運行していくものとしてきました。町内には民間のタクシー事業者も営業を行っております。安価で便利なデマンドタクシーの運行を広げた場合、通常のタクシーを運行する民間事業者へ及ぼす影響が大きいものと考えておりますので、休日の運行については慎重に対応をしていきたいと考えております。

また、過去には馬頭地区を運行していた町営バス、これは土曜日の運行を行ってまいりました。小川地区を運行していましたニコニコバス、これについては土日、祝日、休日の運行も行ってまいりましたが実際には利用者がほとんどなく、結果的には廃止になってしまいました。このような状況に陥ることがないように、まずは継続的な運行を行っていき、今後とも定着を図っていくことが重要だと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の那須南病院への運行についてのご質問ですが、当町の公共交通はまず町内の移動はデマンドタクシー、それから町外への移動はコミュニティバスの馬頭烏山線、それから東野交通の路線バスが運行しております。那須南病院への通院についてはJR烏山駅まで運行しているコミュニティバス馬頭烏山線がご利用になれますので、これらのご利用もお願いしたいと思います。

町外に向かっていく路線バスは、鉄道のない当町にとりましてどの路線も重要な交通手段であります。デマンドタクシーだけでなく、ぜひともこれらの路線もご利用いただき、今後とも路線の維持を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（大金市美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川幸子君） 益子議員の1、高齢者の足の確保の3番、スクールバスの町民利用についてのご質問にお答えいたします。

現在、町内の小・中学校では、小川中学校を除き、18台のスクールバスを運行しております。

スクールバス導入の背景につきまして若干触れさせていただきますと、まず町営バスの廃

止やJRバス、東野バスの一部路線の廃止に伴う遠距離通学児童・生徒の救済と、小・中学校の学校統廃合にかかわる遠距離通学児童・生徒の救済、加えまして平成17年に発生した旧今市市などでの通学路における児童・生徒等に対する犯罪事案の発生を受け、登下校時の通学路の安全確保の観点からスクールバスを導入してきたものであります。

スクールバスとは、児童・生徒等の通学に供することを主たる目的として運行されるバスとのことでありますので、ご質問のスクールバス運行の際の町民利用につきましては、現在運転手1名のみで運行しており、非特定の方の乗車により児童・生徒の安全確保が困難となりますので、スクールバスの混合乗車はすべきでないものと考えております。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、益子議員の3項目めの質問にお答えいたします。

高齢者、介護、障害者、子育て世代、健康づくりの各種制度、サービス、施設等を網羅したガイドブックの作成、配布についてであります。健康福祉課では現在、介護保険、障害者福祉、子育て支援、健康づくりに関する各種のパンフレットを作成し、それぞれの対象者に合わせてパンフレットを使いまして福祉サービスの相談を受けているところでございます。

福祉関係の各種制度は広範な上、その内容も多岐にわたります。また、制度改正も頻繁なため、現在作成している各種のパンフレットについても数年ごとに改訂を加えなければならない状態であります。

したがって、全ての各種制度、サービス、施設等を網羅したガイドブックの作成についてはせっかく作成、配布いたしましても、いざ必要に迫られたときに内容が変更になっていることも予想されることから効率的ではないと思われま。

分野ごとのパンフレットを作成しまして、窓口に手続に来られたときや健診時あるいは講習会等を通じて必要な方に配布していきたいと考えております。なお、各種資料が必要な場合にはお送りすることもできますので、健康福祉課までご連絡いただきたいと思います。

また、各種事業の内容がよりわかりやすくなるよう町のホームページ等を充実させるとともに、町民の方が情報を必要となったときにどこに問い合わせればよいか分かるような資料を作成し、提供していきたいと考えております。

議員ご指摘の訪問看護ステーションにつきましても、町広報やケーブルテレビで案内しておるところでございますが、今後、那珂川町介護マップを改訂し、町民の方にさらに案内してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

まず、高齢者の足の確保についてお伺いいたします。

デマンド交通の利用が住民の中に行き届いて、とても便利であるという声をいただいているというのはあるんですが、今、課長の答弁にあったとおりね。そのとおりだと思うんですけども、さらに土日、祝日も運行してほしいという声があるのは確実です。その声が拾われてないとすると、どうしてなのかなというふうに不思議に思うんですが、過去に町営バスとかがその土日の利用者数が少なくて廃止になった経緯があるということですが、例えば、2番目に質問しています介護予防事業などのこととも関連してきますが、高齢者の方が、特にひとり住まいの方がひきこもりがちになってしまう。土日に町の行事が、例えば福祉まつり、いろいろな行事されていますよね、そういうところに行きたくても足がなくて行けないという現状があります。

こういったことを避けるために、そういったところにどんどん町民の方が出てきていただけるようなことにするためには、やはりデマンド交通の利用の拡大をすべきであると思います。そういった介護予防の観点からも、ひきこもりを避ける観点からも、利用すべきだということを考えますが、その点についてはいかががお考えになるかをお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 高齢者また福祉関係に及ぼすそういった交通の足、これらは当初からもそういうご指摘もありましたし、私どもも認識しております。

まず、先ほども申し上げましたように、現在実証運行ということでこの定着を図るということで現在行っております。これもおおむね定着をして、これから改善も含めて考えていかなければならないとは思っております。

また、休日あるいは夜間、そういったときには、例えば高齢者だけの世帯ですとなかなか難しいかもしれませんが、例えば家族がいる、あるいは地域での協働のまちづくりを進めている中で近所で声をかけたり、そういったことも含めて全体的な交通弱者の対策、こういったものも皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 家族がいる方は、家族の手助けまたは地域の方々の手助けが必要であ

と思います、基本的には。でも、もっと自由に高齢者の方も自分の足でできる限り外に出たいと思っている人は多いはずです。その辺のニーズをどのように把握しておるのかはちょっと町としてどうなのかなというところがあるんですが、ただいま基本構想の新しい計画を立てる中でアンケートをとっていますよね。そのアンケートの中にこの公共交通に関する意見というのを聴取する項目はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 現在、次期町の総合振興計画策定に向けて、8月上旬にアンケートを発送しております。その中につきましては、今まで実施してきた町の施策それぞれに満足度というか、各町民の方々の意見を聴取しておりますので、個別にデマンド交通ということではございませんが、交通体系についてアンケート調査をしております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） そうすると、多分何世帯に配られているのかわかりませんが、単身の高齢者の世帯に行っているかどうかという割合はわかりにくいと思います。ぜひですね、この現在、デマンド交通を利用している方、また、登録していても利用していない方に一度アンケートをとったらいかがかなと思います。きちんとした実証実験をしてですね、よりよい効果的な、せつかく税金を投入している事業ですので、より効果を高めるためにはどういった方向が正しいのかということをやっぱり実証されるべきだと思います。少なくとも、私のところには土日祝日運行してほしいという要望が上がってきていますので、そういう声をどういうふうに捉えるのかということを考えていただくべきだと思いますが、登録している方、また運行を利用している方に対して、アンケートをとるお考えはあるのか、ないのか、お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 登録している方、また利用者の方々からは直接、町にも要望があります。それから、タクシー会社、そちらも通じて、さまざまな意見が出されております。先ほど申しあげましたように土日祝祭日、あるいは夕方の運行のお話もあります。それにつきましては、先ほど申しあげましたようなことで、ご理解を得ているのが現状であります。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 要望があるけれども、なかなか難しいのでご理解くださいというご理

解ではないのかなと思いますけれども、それよりは高齢化社会に向かってですね、その高齢者の介護にならない状況をなるべくたくさんつくっていく。そういったものに公共交通がどれだけ貢献していくかということも含めて、これからは考えていかななくてはいけないと思います。

このデマンド交通の土日祝日も運行も一つ、そして、那須南病院へ行く足としても一つ、それから先ほどスクールバスの回答の中には乗っている児童・生徒の安全上のため、今は児童・生徒のみスクールバスを運行しているというふうになっていましたが、その公共交通網のあり方全体を今後の20年後、30年後の那珂川町の人口形態に合わせたものにしていくために一度しっかり実証されてはどうでしょうか。基本構想または振興計画がつけられるわけですからね、10年後を見据えてやらなくてははいけません。そういったことをしっかり検証されていくのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 10年、20年後を見据えたというお話をお伺いしました。

公共交通機関、これは当然、町で行っておりますデマンドタクシーもございます。それと町が財政支援をしておりますコミュニティバス、あるいは東野バス、これも公共交通機関でございます。そして、民間のタクシー、これも公共交通機関でございます。デマンドタクシー以外のこれらの公共交通機関は隣接の町あるいはよその町へ通じる大事な公共交通機関だと私は認識しております。それが全部撤退されて、例えばデマンドタクシー、これを町民みんなのニーズを要望をお受けして、町営でやってしまったら、仮に公共交通機関、民間のそちらが撤退してしまう、そういうことにもなりかねない。ですから、私どもはデマンドタクシーの充実はもちろん、先ほど総務課長が申し上げましたように実証運行を始めて4年になる、そういうことで見直しの時期には来ております。

そのような中で、今申し上げましたようにタクシーのドライバー、あるいは登録者の方から直接町のほうにもいろんな要望等をいただいております。それらを検証する時期には来ておりますので、検証はしてまいりたいと思います。ただ、その中で、民間の公共交通機関、これも大事な交通機関でありますので、それを妨げることはできる限りしたくない、そのように考えております。

○議長（大金市美君） 益子君。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 町長のおっしゃることはもっともだと、一理あると思うんですよ。そ

の民間の交通機関の確保というのは、ある意味、外からいらっしゃる人たちの足ともなりますし、ただ、実際、町民が民間の交通機関をどれだけ利用しているのかということもやっぱり検証の一つとして、必要ではないかと思しますので、その辺はしっかり検証していただくということで、お願いしたいと思えます。

そして、デマンド交通の土日祝日運行というのは多くの町民の方が望んでいることだと思うので、民間のタクシー会社との兼ね合いもありますから、その折り合いがつかどうか、また、福祉タクシーとの話になるかどうかというようなことも含めて、検討をしていただきたいと思えます。全然言ったけれども、検討をしないよということではなくてね、しっかり検討をしていただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

続けて質問したいんですが、そのスクールバスの件なんですけれども、実際、スクールバスを住民利用にしている自治体というのは少なくないですよ。やはり過疎の地域ではスクールバスを住民の人たちが一緒に利用しているというのがたくさんあります。ネットで引けば、どんどん出てきますね。だから、児童・生徒の安全性が確保できないからスクールバスを住民利用にできないという理論は成り立たないというふうに私は思っています。

例えば、熊本県の芦北町、そういったところのスクールバスの住民に関する要綱などを見ますとですね、スクールバスに乗る子供たちと一緒に一般住民の利用をしていこうと、その運行をすることによって、住民の交通を確保して、公共の福祉の増進に寄与することを目的とするというふうにしっかり目的にうたわれています。

ですので、せっかく走っているスクールバスなんですから、かなりの予算を投じているわけですから、そのまま空で帰ってきたりするのはいくらもったいないというふうにも思えます。そういうことをぜひ利用したらいいんじゃないんですかと、私は町民の方から言われているんですね。そういったことも検討の課題に合わせて、公共交通利用の一体的なその検討をしていただけるのかどうか、いま一度町長にお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまスクールバスのお話ありがとうございました。スクールバスに子供たちと、今のお話ですと福祉のため高齢者の方々を混乗者というんですか、混ぜて乗車をさせる、そういう自治体もあるとお伺いいたしました。

ただ、そうなりますと、スクールバスの性格上、その一般住民の方も有料で乗せることはできないかと思う。無料だったら道路交通法あるいは運行上の詳しい法律については現在、私の今の手元ではわかりませんが、そのような法律上のことも考えなければいけない、

そして、無料で乗せるとしたら、今度デマンドタクシーとの兼ね合い、それも考えていかなければならない。そのようなことで、そのような事例があったというお話でございますので、そちらも勉強させていただきたいと思います。

それから、今後、町の公共交通体系について先ほど申し上げましたように検証させていただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） スクールバスの住民利用に関することは検討に値するとすごく思うんですね。自治体によっては利用料をとっているところと利用料をとっていないところとあるので、運行がスムーズに行われていて、効果が上がっているような自治体をしっかり検証して、那珂川町の今後その公共交通利用とともに走っているスクールバスですから利用する価値があるということを考えて、ぜひ検証をしていただきたいと思います。

それでは、2番目の介護保険法改正について、お伺いいたします。

全体的な町長の答弁ですと、一定期間、平成29年度までの猶予がありますので、一定期間の準備体制をもって、そして、新しい介護を保険法に則してやっていこうというお考えであって、今現在、じゃあ町はその第6期の介護保険計画がもうすぐできようとしているわけですが、それにどういったことを、このサービスの事業者側と同じになったサービスを変えていくに当たって、その第6期の介護保険基本計画の中にどういったことを考えとしてのせていくというのはまだはっきり固まっていないのでしょうか。固まっていればその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 第6期の介護保険計画ですけれども、現在、これから策定作業に入るといことで、策定委員会等も設置しまして、実施する準備をしているところでもございますので、中身につきましては国が定めております基本的な骨子に従いまして計画を策定していく、そういうことでございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 中身についてはこれからと言われちゃうとね、その中身についてどうなんですかという質問を今回しているのに、全然返答がないということは基本的な考えが町にはないのかなというふうに思ってしまうんですね。

今回の介護保険法の改正によっての一番の基本的な問題は、その財源の問題とともに町にその事業が移管されるわけですよ。そういったときに、じゃあ町は今までと同様に要支援1・2の方の在宅介護、通所介護を担っていけるのか、財源的にまずは大丈夫なのかどうかという試算ができていけるのかどうか、まず1点お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まずはそのサービスをどのようにしていくのかというのが問題になってくるかと思えます。その分につきましては、先ほど町長からも答弁いたしましたようにガイドラインそのものもまだ案の段階で、今の状況ですと、ガイドラインそのものが年度内に最終的に固まるというような情報があります。そういうふうな状況でございますので、実際、町として要支援1・2の部分のサービスをどこまでやるのかという部分を内部的に今検討している段階であります。その状況的に応じまして、そのかかる費用、それに伴う財源という部分が最終的に固まってくるかなというところでございます。

基本的な考え方といたしましては、今まで国のほうで考えているような一元的なサービスではなく、那珂川町での要支援1・2の方が実際に使われているサービスの内容を分析した中で、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように今までどおり必要なサービスの方につきましては当然同じサービスを提供する、それから、実際に受けているサービスの中で、今までどおりじゃなくて、あるいは生活の支援の中でごみ出しとか買い物とか、あるいは洗濯とかという形の部分で、受け手のサービスにつきましては今後この後の質問にもありますようなNPOとかボランティアとか、あるいは地域の方々、そういうふうな方でどこまで代理ができるのかという部分を今後検討いたしまして、それに基づきまして費用の算定、さらには財源の確保というような形のもので、検証していくという形になってくるかと思えます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） そうしますと、国のガイドラインに沿った形で町も考えないといけないというのが基本方針というふうには受け取られるんですが、例えば、従来どおりの財源が確保されなかったとします。そうしますと、従来どおりだとね、町が持ち出しをしなくてはならないわけですよ。そうすると、そんなに財源の当てがないと、町としてサービスをやっぱり削減しなくてはならないとなると、今まで全国一律で受けられていた要支援1・2の方のサービスが地域によって格差が生まれてしまうわけなんですよ。隣の那須烏山市では同じ

要支援1の人のサービスがこうだけど、那珂川町ではこれしか受けられないとかという、そういう格差が生まれてくる可能性があるわけですね。そういった法改正なわけですよ。国はどう考えているのかという問題にはなってしまいますが、少なくともそこをきちんとどんなガイドラインが来ても町として、今までのサービスを供給していくのを確保するのか、しないのか、そういう考え方でいきたいのか、いきたくないのか、町長にお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） いきたいのか、いきたいのかという質問で、ちょっとお答えにくい部分もありますけれども、先ほど課長からもお話しございましたように従来要支援1・2の方が受けていた介護予防サービス、これを必ずその人が継続して受けなきゃいけないかどうか、その検証をまずさせていただかなければならないと考えております。

それから、町の財源等について精査してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 今現在、受けている方々のそのサービス内容が受けなくちゃならないのかどうか精査するというのは、それは毎年のごとくのように、きちんとされているものですよ。介護度が変わったりするわけですから、その認定を精査するというのは毎年やられていることなんです、その今の町長の言い方だと、この介護保険法改正に伴って、サービスを縮小せざるを得ないかもしれないから、その部分で精査していくというふうに聞こえちゃいますよ。そうではなくて、介護認定というのはしっかり毎年精査していくわけですから、今、必要か不必要かではなくて、今、必要な方がそのままきちんと継続して受けられるのかどうかという、その部分をお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 基本的に先ほども申し上げましたように、現在、専門的なサービス等も含めまして、サービスが必要だという方につきましては継続してサービスを受けられるような形での対応でございます。

なお、このサービスが多様になるという部分ですけれども、今までですと、いわゆる介護保険ですと、介護の事業者のサービスしか、保険法上がないわけですね。そういうふうな中でサービスの内容を精査するというのは先ほども申し上げましたように、実際に介護事業者が行っているサービスの中でも介護事業者以外の方でもやれるサービスがあるのではないのかという部分が国のほうの考え方でございます。やはり介護事業者ですと、当然それなりの専

専門的な方をそろえて、サービスをするわけでございますけれども、それ以外のサービス、先ほど言いましたように、例えばごみ出しとか買い物とかあるいは料理とかというものなのか、あるいは人によってはやはり見守りが必要だというような形もありますけれども、こういうふうなものによって、完全にその事業者等で専門的なサービスが必要な方はもちろん継続するというところでございますし、それ以外の方で例えば、ちょっと不自由なんで、その部分、ごみ出しお願いできないとか、あるいは一人で不安なんで、身の回りの部分を見守ったり、あるいはちょっとした片づけとかというものに関しては、例えば現在でも進めております見守り隊のような方が地域で見守る、あるいはこれから従事する、あるいは組織していこうとするボランティア、ものによってはNPO、そういうふうな形での組織の形でできないかというような部分でのものがございますので、今やっているサービスそのものを低下させないで、なおかつ地域であるいはボランティアでというような形のもので今回の改正の趣旨でございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） それはよくわかっているんですよ、私としてもね。ただ、要するに、見守りだったり、配食だったり、外出支援、買い物のニーズの部分ですよ。そのニーズが要支援1・2の生活支援の中で高いから、その部分を地域支援事業に移行するとなったときに、結局、国は予算を削減したいとか、抑えたいわけですから、その部分を地域に丸投げして、地域はボランティアでやってくださいよ。NPOや多様な受け皿を探してくださいよというふうに言われている状況ですよ。それが本当に那珂川町でちゃんとやっていけるのかどうかということが大きな問題点の一つ。

そして、そのボランティア、多様な受け皿ということですが、那珂川町でもボランティアの講習というのをやっていますよね。今、やっていらっしゃるボランティアの方々にそういったことをじゃあ実際お任せできるかということ、なかなか難しい状況があると思うんです。というのは、今までそのケアプランに基づいて、きちんとケアマネがケアプランを立てて、それに基づく介護事業としてやってきた、専門職がやってきたものをやっぱりボランティアさんにお任せしますよと言ったときに、ボランティアさんは責任が持てるかというところがあると思います。高齢者の方はその介護度も急変したり、認知度も急に悪くなったりとかいろんなさまざまなケースが考えられますが、もし、そのボランティア組織とかそういった受け皿、NPOないし事業所にそのことを委託する場合にそういった安全性の担保というんで

すか、その受け手の何かあったときの保障というのはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 当然ボランティア等につきましても現在のボランティアにつきましても、ボランティア保険等で何かあったときの保障あるいは賠償につきましてもは担保するという形ではございますが、基本的に今後より単なる保険での対応ばかりではなくて、今、議員がご指摘のとおり介護度の変更等もございますので、そのものにつきましても、必要に応じては当然現在の要支援1・2がまるっきりなくなるわけではございませんので、ご存じのとおり、訪問と通所の部分だけがくるものでございますので、それ以外のサービスは継続して介護保険のほうで当然、運営しておりますし、さらにその方向で介護度等が変更になった場合につきましてもは、当然ケアプランのほうをつくってできるような形での移行というものがございます。そういうふうな部分も含めまして、今後、その移行度合いに応じた、変化に応じた対応というものも考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） それは課長がおっしゃることは当然のことだと思うんですが、その現場急変するというときの対応の連絡先、ボランティアさんなわけですから、ボランティアさんが誰にこういった状態になりましたがということのを助けを求められるのかということもきちんと担保していかないと、ボランティアさんだって受けたくないというのが現状だと思いますので、その辺をきちんと担保していただけることも含めて考えていただけるというふうに認識してよろしいのかどうか、お伺いします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 当然丸投げという形で、もちろんなりませんので、今後ボランティア等をお願いするという形になってくれば、町としての運営マニュアルなりあるいはガイドラインなりというふうな形の中で、緊急時の対応策等につきましても、お示しして、それをお願いするというような形になってくるというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） これから、町としての基本計画、また条例作成になると思うんですが、基本はやはり今受けていらっしゃる、また、これから受ける可能性がある要支援の介護

予防給付を受ける方々が今までと同様に、きっちりそのサービスを受けられるような方向で、基本的な考え方を町として持っていただきたいというふうに思います。

ケアマネさんも、今まで受けていたサービスが、いやこういう事情だから、ちょっとこれは、もうやめにしましょうねなんてことは言えないというふうに言っていました。実際そうだと思います。そうすると、その分、事業所が財政的に負担を負っていくということにもなりますし、実際その検証部分で、この人はサービス過剰だというふうに検証が変わるんだらば、それをその介護認定を認めて、そのまま給付を出している町の査定がおかしいんじゃないかという話になってきちゃいますので、その辺はしっかりやっていただくことをこれからの考え方だと思いますので、お願いしたいと思います。

介護保険法の改正について、以上としたいと思います。

それから、3点目の保険・福祉在宅支援ハンドブックの件について、お伺いいたしました。各種のそれぞれの個別の事業に関してはパンフレットをつくっていますよと、それから健康福祉課またはそういった関係の施設に置いてあって、誰でも見られるようになっていますという話だったんですが、例えば、何も今までサービスを受けなくてもよかった家族がですね、急に例えば保育の一時預かりを受けたいと思ったときとか、おばあちゃん、おじいちゃんの様子がちょっとおかしくなったんだけど、どこに相談したらいいのかというのが、わからない場合って結構最初は多いんですよ。一旦、役場の窓口に行けば、それは丁寧に説明していただけるかもしれませんが、その役場の窓口にとどり着く方法をわからない人が結構住民の方には多いと思います。

そこで、こういったサービスが実際あって、お問い合わせはこの窓口にしてくださいということを町民全体が知っていれば、すぐスムーズにサービスの提供につながるということがありますので、苦勞して健康福祉課にとどり着いたということではなくて、電話1本でたどり着けるようなそういったパンフレットがあるべきであると思いますし、課長には事前に下野市のパンフレットの例をお示ししましたが、その自治体によっては本当に懇切丁寧なサービス内容を書いた、皆さんぜひこういったサービスがあるから積極的にお受けくださいといったような内容のパンフレットが各世帯に配布されていたりするんですよ。なかなかそこまでは難しいとしても、簡単な問い合わせ窓口がわかるような、そしてサービス内容がわかるようなパンフレットをぜひ作成していただきたいと思いますが、それについて、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 議員ご指摘の下野市のガイドブックをちょっと見づらいと思うんですが、これ印刷してみたんですが、確かにここまでのボリュームというのは非常に内容が事細かくなっておりましてので厳しい部分があるかと思いますが、ただ、この前段部に今議員ご指摘のとおり、こうなったときにどうなんだという部分があります。この部分につきましては、当然先ほどの答弁にもありましたように、さて、どこへ聞いたらいいたという部分が多分町民の皆さんもご心配の部分あるかと思いますが、これにつきましては、この保健福祉の分野につきましてはこういう事態になったときには、ここに聞いてくださいというような形でのガイドブックを今後も作成を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） それでは、私が今提案したような窓口がどこにあって、問い合わせ先がどういうふうになっているのかというような形でのパンフレットはつくっていただけるということで、それは全戸配布という形で考えてよろしいのでしょうか。最後に1点お伺いします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） その部分につきましては作成いたしまして、全戸配布する方向で検討したいと思います。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

〔8番 益子明美君登壇〕

○8番（益子明美君） 今回も高齢者福祉に主な質問項目を置いて、質問させていただきましたが、那珂川町が抱えている本当にこの超高齢者社会に突入する直前ですので、しっかり基本構想の町振興計画の中に、その点を踏まえたしっかりした計画を立てていただくためにも今回の質問を生かしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大金市美君） 8番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◇ 大 森 富 夫 君

○議長（大金市美君） 6 番、大森富夫君の質問を許可いたします。

大森富夫君。

〔6 番 大森富夫君登壇〕

○6 番（大森富夫君） 大森富夫です。

一般質問に入る前に、去る 8 月 20 日に発生した広島市の土砂災害において被害に遭われた全ての皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

とりわけ、なくなられた 72 人の皆様のご冥福をお祈りするとともに、また、関係者の方々のご心痛を察し、1 日も早く立ち直れるようご祈念を申し上げたいというふうに思います。行方不明になられております 2 名の方の 1 日も早い発見を願っております。

私も被災に遭われた全ての関係者の皆様の再起、再建のために、微力ながら支援をしていきたいというふうに思います。

さて、今議会は 5 項目について、質問通告をしております。

通告順に従い、順次、町長の考えと執行姿勢、行政の実態と問題点をただしたいというふうに思います。

町民福祉の向上と安全・安心な町民生活を確保し、誰もが住みやすいまちづくりのために改善すべきことは改善を行い、惰性を廃止し、小さい町であっても、また少子高齢化がこれからも続くことが懸念されますけれども、そのような町であっても、この町は本当に住みよい町だと言われるようなまちづくりを心がけていただきたい。このことをまず申し上げたいというふうに思います。その思いを持って、順次、町長に伺っておきます。

まず、第 1 点は産業廃棄物管理型最終処分場問題についてであります。

この問題の発端は、平成 2 年 8 月から 11 月にかけて、旧馬頭町小口地区北沢に 1 万 2,000

トンに及ぶ産業廃棄物が不法投棄されたことです。この事件が発生してから既に24年が経過しました。私は当時、大型ダンプカーが1日に何台も小口地区を通行しているのを不審に思い、その後ろをつけて現場に行ってみてきた状況を、今はなくなっておりますけれども、その人の話を何度も聞きました。もちろん、私も現場に何度も行きました。この24年間さまざまなことがありました。この問題で町と県の一貫した姿勢はいわゆる苦渋の選択などと称して、町民、住民だましであったというふうに思います。

栃木県内に、ただ1つもない管理型の産業廃棄物最終処分場建設を実現するために不法投棄物撤去を利用するというものであり、このことから県は馬頭処分場建設は最初からその発想から計画、実施設計まで町民生活を考えないゆがんだものになっています。用地買収も目標の70%台に進めることができたことだからなどと、これからも建設を推進するという県の取り組みを絶対に認めるわけにはまいりません。用地買収も70%台に乗せた、できたというのではなくて、目標の70%なら住民の立場からするならば、70%しかできないならば建設は断念するべきではないかということです。このような立場で改めて町長に次の点について伺い、これまでの町長の住民の意思に反する言動の本意を促したいというふうに思います。

1つは住民合意を得ずに処分場建設を進めていることについて、どのように考えているかということであります。

栃木県が廃棄物処理に関する指導要綱は、建設計画者は県とよく協議すること、つまり事前協議について事細かに示され、第17条によって関係地域内の自治会と環境保全協定を締結することが義務づけられています。関係自治会とは和見、小砂、小口の行政区であると認識しますけれども、これら自治体が全ての住民を対象にして、大多数の賛成者があり、環境保全協定を締結したというような話は聞いたことがありません。

また、処分場建設反対の署名は旧馬頭町内において6,010名が署名しております。対有権者比で約60%の人が反対をしているんです。つまり住民合意を得ずに処分場建設計画を進めているということではありませんか。町長はこのことについて、どのような見解を持ちますか。

2つ目には処分場建設の理由にしてきた不法投棄物は、事件発生は平成2年8月から11月ですから、したがって、24年経過をしているんです。この間、有害物質の汚染は一度も確認されたことはありません。既に建設の最大根拠を失っているのではありませんか。それでも建設を強行するということは完全に住民だましをあくまで押し通すということになりませんか。見解を伺います。

次に、平成20年2月に県は県知事に対し、産業廃棄物処理施設設置許可申請書を提出しました。既に6年が経過しています。いまだに許可は下りておりません。この設置許可申請書は許可をおろすには重大な問題欠陥があるからこそ、許可が出ないというふうに考えるのが普通の妥当な考えだと思いますけれども、町長はこれをどのように見ますか。

このようなことを容認するならば、県のやることならば、何でも手放しで応援すると、自主性のない市長だ、塩谷町長とは大違いだとのそしりを受けることは間違いないと思います。放射性物質を含む指定廃棄物の最終処分場も那珂川町に持っていても大丈夫だということにもなりかねないではありませんか。見解を伺います。

次に、許可申請書を出して6年たっても許可が出ない。このことに大きなかわりがあると思ってきたのが、処分場から排出される廃水のことでした。処分物を持っていく搬入路がこの土地の買収ができないということをその間いろいろありますけれども、私がこのことを強く思ってきた点は、この処分場からこの排水を那珂川の手前の小口川下流に落とす計画であったわけです。那珂川に直接廃水を落とせば、当然、漁業組合からは反発が来る。その那珂川の場所はアユの釣り場で有名なところでありまして、アユ釣りに多くのお客さんがこれまでも来たわけでありまして、だから、そこには落とさない。その手前の小口川に落とすという計画だったわけでありまして、

ですから、じゃあ処分場建設したから、その廃水をどういうふうにもそこの導水系を引いて持って行くのかということは何度も何度も私は伺ってききました。

県の馬頭処分場、馬頭分室担当者の返答はそれは詳細設計をしてからでないとダメだと言えないと、こういう答弁ばかりであったわけですね。そのうちに、今度は排水は出さない。オープン型からクローズ型に変更するということになりました。クローズ型にしたところで、処分場そのものも建設の基本というものには変わらないわけですから、危険さあまりない施設であるということには変わりありません。

町長はどのような理由でこれを設計変更したというふうに思っておりますか。この点を伺います。

次に、県の建設検討委員会を町長はどのように見ているかという点であります。

いうまでもなく、その名のとおり、建設を前提にしている委員会です。自然環境や社会環境を激変させて、これまでどおりの住民生活をさせなくさせる産業廃棄物管理型最終処分場建設をやめさせる委員会ではないのです。このことは明らかです。県はこの委員会から何らかの意見や答申を引き出して、建設のために有効利用することであり、県の執行の隠れみの

にするつもりであることは明らかです。私はこのように思いますけれども、町長はどのような見解を持ちますか。

次に、町は環境基本計画後期計画を作成しておりますけれども、町環境問題で最大の問題は県が計画している産業廃棄物管理型最終処分場建設問題であるというふうに私は思っておりますけれども、私がこの後期計画を読む限りですね、この最終処分場については一言も触れられておりません。この計画策定過程におきましては、どんな議論をしたのか、伺います。

清流と水と里山、人と自然が共生する安全安心なまち、豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して、こういうスローガンをつけた環境基本計画後期計画なんです。このスローガンどおりに慎重建設をしようではありませんか。森林5ヘクタールを処分場施設建設だけで破壊して、その他の附帯施設や搬入道路建設等を含めば、さらにあの地域の森林破壊というのはふえていくわけでありまして。町の環境基本計画と全く矛盾しているではありませんか。豊かな町の独自性をこそ守って、処分場建設に対し反対を明言する時期ではありませんか。見解を伺います。

第2点は、学童保育、放課後児童クラブについて伺います。

10年前には、まだ旧馬頭町に学童保育が実施されていないときに、父兄の要望があり、私はこの問題を一般質問に取り上げました。その後、ほどなく放課後児童クラブの名称で、馬頭小学校校庭の南西側にプレハブ1棟を建てて、町直営で始められました。児童たちがどんな生活をしているか何度か見学に行きました。私が行ったときには、児童は四、五人しかおりませんでした。現状の定員40人と比較いたしますと本当に隔世の感があるわけです。

そこで、本議会に期せずして学童保育に関する条例制定が上程の予定になっておりますけれども、全員協議会が開かれる前にこの質問通告をしておりますから、その条例制定予定に関係なく、質問通告どおり、順次町長の見解を伺っていきたいというふうに思います。

設置当初からすると、この設置の意義というのは大変、変化してきているというふうに思います。町条例による設置の趣旨の法的根拠は児童福祉法によるものでありますけれども、実施内容は児童福祉法だけにおさまるものではありません。そういうものになってきている、今日的な実情だというふうに思います。ゆえに、新しい法制のもと、新しい条例制定の必要性が出てきたのだというふうに思います。そこで、改めて設置意義の変遷についてどのように捉えているのか伺います。

次に、学童保育の機能というものは極めて多様性があります。健全育成、また児童の目線に立った遊びや活動、おやつなど細かな取り組みも求められます。町長はこの機能の多様性

ということについてどのように考えているのか伺います。

次に、運営の実態についてはどのようになっているか、この点も伺っておきたいというふうに思います。この運営におきましては、実際指導員の果たす役割が非常に大きいと思います。時には児童と指導員とのコミュニケーションがかみ合わない、こういうことが起こるといふふうにも思います。そういったときに、円滑にしなければならないときに、どういふふうになっているのか伺います。

また、指導員や児童保護者から、苦情がいろんな形で持ち込まれてくると思います。私もいろんな人から話を聞いているわけですが、そのときどのような対処をしているかということをございますけれども、この点を伺います。さまざまな意味から保護者会ということも考えられる、こういうのは聞きましたら設置されてないと、つくられていないということをお聞きしましたので、この点では町の指導性というものを発揮する必要があるかと思えますけれども、この点どのようなお考えか伺います。

さらに、安定した放課後児童クラブの運営には指導員の身分保障など諸課題がありますけれども、今後どのような対応、取り組みを行っていくのか伺います。

第3点は、鳥獣被害対策についてであります。

近年、鳥獣被害、とりわけイノシシ、前は那珂川町は鶉飼い、鶉の被害というのも大変話題になったことがあります。とりわけ今は、イノシシによる畑作物や稲作の被害が著しいものになっています。苦情も私どものほうにも何件も寄せられております。そこで、関係機関の取り組みと、とりわけ町の取り組みによって被害を最小限に抑え込んでいくための取り組みを求めて、次の3点について伺います。

1つは、鳥獣被害の実態はどのように把握されているかという点であります。2つ目にこのイノシシ被害ということだけで考えられてきたわけでありましてけれども、町の特産品といえますか、そういう名物「ししまる」、このような形でイノシシの利用ということも考えられてイノシシ加工施設がつくられたわけですが、被害との関係でイノシシ加工施設の状況、実績など、また運営実態などについてどのようになっているか伺っておきたいというふうに思います。

さらに、被害防除策や被害防除補助制度という、このような点ではどのように整備されているのか、またその活用状況について伺っておきたいというふうに思います。

第4点は、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度導入の意味は、民間活力の導入による住民サービスの向上や、管理運営費

や、職員人件費の削減による町の負担軽減、こういうことなどにあったというふうに考えられますけれども、現状ではさまざまな問題も発生してきているのではないかとこのように思いますので、町民サービスと受託者及び町が、この制度による恩恵がお互い共有できるようになればと、よりよい制度になるのではないかとこのように思いますので、そのような思いを込めて以下の点について伺います。

1つは、先ほど少し触れました制度導入、小泉内閣のときに民間活力の導入、こういうことの一環として制度導入が図られたというふうに思いますけれども、導入された当町におきまして、メリットをどのように捉えて、実際に成果が上がっているのかどうか、その点を伺っておきたいというふうに思います。

次に、具体的なことで1つ伺います。まほろば温泉とゆりがねの湯の受託者の相違点、これを明確にされた上での導入になっているのかという点であります。片や第3セクターで、片や純粋な民間業者だということでございます。この点、余り意識されないで、温泉施設、2つのところに、指定管理者制度導入になされたのではないかとこのように感じを私は思っておりますので、この点を伺っておきたいというふうに思います。

また、管理受託の安定性ということをどういうふうに図る計画かということでもあります。単純に3年間経って、また公募でもってその管理者を選定するということになるならば、受託者は非常に不安なわけであります。こういうふうな状況が現実でありますから、この安定性確保という点ではどのような考えを持っているのか伺っておきたいというふうに思います。

また、この制度によって町のやるべき業務の点でありますけれども、あくまで公共施設でありますから、町が責任を持たなければなりません。しかし、指定管理者制度導入ということになって、いわゆる丸投げと、また、町がもうお任せしたんだからということでもって、本来の公共施設管理責任というものを棚上げにしたのではまずいわけであります。惰性でもってこの町の責任をしっかりと果たさなくては、これは本来の、公共施設、住民サービスをしっかりやっていくという町の責任が投げ捨てられてしまうということになり、また受託者においても、先ほどの安定性がなければ非常に不安を持ちながら業務運営をしていかなくちやならないということになりますので、公共施設ということに責任を持って、住民サービスの向上と、一方の受託者の利益の両立と、これを図るために町はどのようにしていくのかという点で伺っておきたいというふうに思います。

また、今後の、町にはいろいろな施設がございます。考えれば指定管理者制度導入はいろんなところに見込みがあるわけでありますけれども、1つ、今イノシシ加工施設が出されて

おりますけれども、今後の導入計画について伺っておきたいというふうに思います。

5点目は、障害者福祉施策についてであります。

烏山市の取り組みと、一番近い隣の自治体でありますけれども、烏山市ということで挙げたわけですが、当町の取り組みにおいて利用者の負担に相違があるという指摘を受けました。苦情なわけですが、その苦情を聞いたわけです。そのことを意識して、これを改善するということを求めるという、これを意識して以下の3点について伺っておきます。

1つは、障害者自立支援法が障害者総合支援法に名称変更されました。障害者自立支援法というものが、障害者にとって負担が大きくて利用しづらくなってしまったと、このままではいけないということで、法の名称変更に加え内容の変更になったというふうに思うわけですが、それでは町長は、当町は単純に名称変更ということではなくて、名称変更とともに本当に障害者のための支援になる、そういう内容にされたのかどうかということでありまして、内容変更について伺っておきたいというふうに思います。

2点目は、障害者福祉施策のこの目標が立っているならば、その工程表というものがあるかと思っておりますけれども、これはどういうふうになっているのかということでありまして。量的、施設費的な充実、最低限を守って、それ以下にならなければいいというような安易なものであってはならないというふうに思うんです。その工程表の進捗状況について伺っておきたいと思っております。

そして、地域生活支援事業でありますけれども、2つあるうちの、この一方の面でありまして、現在どのような状況になっているかという点であります。どういった事業所がかかわって、内容的にはどのようなことを進めているのかという内容面ですが、どのような状況になっているのかと。他市の市町村、先ほど烏山市の名前を出しましたが、ほかに、烏山市に限らず、障害者の方が他市町の事業所に通っているならば、その利用者負担というものを軽減すべきだというふうに思いますけれども、改善すべき点を取り上げているならば、どういうものがあり、どういうふうにしようとしているのか伺っておきたいというふうに思います。

以上、5点伺います。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 大森議員のご質問にお答えいたします。

まず、産業廃棄物管理型最終処分場のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の住民合意についてのご質問でございますが、処分場建設につきましては、議会において建設促進に関する決議を可決していただいていることから、町といたしましてもその決議を重く受けとめております。また、今までも必要に応じて町民説明会を開催し、町民の皆様からご意見等をいただき、進めてきており、おおむね住民の理解が得られていると考えております。引き続き、県と連携を図りながら事業の推進に協力してまいりたいと考えております。

第2点目の建設利用の根拠についてのご質問ですが、北沢の不法投棄地は今のところ周辺への影響については、モニタリング調査から異常はありませんが、この状態が変化した場合には、周辺環境への汚染拡大のおそれがあります。また、昨今のような異常気象による集中豪雨も懸念されることから、長い年月が過ぎたとしても現状のまま放置しておくことは大変危険であるため、処分場を建設し、不法投棄物を撤去することが最善な方法と考えております。

第3点目の処分場建設の許可についてのご質問ですが、関係法令に基づく許可基準等に適合させる必要がありますので、そのための調整を行っていると考えております。

第4点目の計画変更でオープン型からクローズド型にした主な理由についてのご質問ですが、馬頭最終処分場建設検討委員会において、排水は循環使用のため放流がないことや、搬入時の粉じんが周辺に飛散しないなど、安全性が高く、基本設計の見直しを進めた中で、近年クローズド型の処分場が多く建設されている等、総合的に比較して変更したと聞いております。

第5点目の馬頭最終処分場建設検討委員会につきましては、県が馬頭最終処分場の建設を進めるに当たり、各専門的見地から助言等を得るために設置したものであります。町といたしましては、今後も県において検討委員会の意見も踏まえながら、基本設計が進められるものと思っております。

第6点目の町の環境基本計画後期計画策定との関係ですが、環境基本計画後期計画では、人と自然が共生する安全安心なまちを、町の望ましい環境像として、4つの基本目標を達成するための取り組みについて協議を行いました。不法投棄については、基本目標の1つ、潤いと安らぎのあるまちにおいて、清潔なまちづくりを個別目標に掲げ、道路周辺へのごみの散乱防止から、廃棄物の不法投棄対策についても協議を行いました。北沢の不法投棄物の処理についても、長年の町の課題であることから現状課題にも盛り込み、早期解決の必要性を掲げております。

次に、4項目めの指定管理制度のご質問の1番と5番についてお答えをいたします。

まず、指定管理者制度のメリットとしては、施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できること、そして指定管理者の選定手続を公募とすることで、競争原理による管理コストの軽減を図ることができ、行政経費の削減が期待できることとあります。

次に、5番目の今後の指定管理者制度の導入計画であります。現在指定管理を行っているのは、平成18年からまほろばの湯、平成24年にケーブルテレビ施設を、平成26年にゆりがねの湯を指定管理で運営を行っております。第2次那珂川町行財政改革推進計画では、このほかに小川総合福祉センター、馬頭総合福祉センター、イノシシ肉加工施設、カタクリ山公園、高齢者生産活動施設、ホースランドを指定管理にすべきとしております。また、馬頭図書館、小川図書館も将来的には指定管理が望ましいという今後の方向性を示しております。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 大森議員の2項目め、放課後児童クラブに関する質問にお答えします。

まず、1点目の設置の意義の変遷についてであります。町放課後児童クラブは、児童福祉法において、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として定義された放課後児童健全育成事業を実施する場として設置されております。同法に基づき、旧馬頭町では平成12年、旧小川町では平成15年にそれぞれ1カ所ずつ設置され、現在も運営しております。

児童福祉法には、おおむね10歳未満、つまり小学校1年生から3年生と規定されておりますが、本町の場合は小学校4年生から6年生も保護者が労働等により昼間家庭にいないと認められる場合には、定員の範囲内において受け入れております。

次に、2点目の放課後児童クラブの機能についてであります。衛生及び安全が確保された施設を備えた中で、適切な遊び及び生活の場としての機能を有することとされております。

次に、3点目の運営実態についてであります。現在馬頭放課後児童クラブ、小川放課後児童クラブの2カ所を運営しており、平成26年度当初予算では、歳入合計494万円、歳出合計1,102万8,000円を計上してございます。8月現在での利用状況は馬頭放課後児童クラブ

が38人、小川放課後児童クラブが23人であります。指導員は臨時職員6名で対応しており、各クラブに常時2人が勤務する体制にしております。

次に、4点目の児童と指導員のコミュニケーションについてであります。児童の心身の状態を指導員が観察し、児童に合った適切なコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めております。また、各種研修への参加により指導員の資質の向上を図っているところであります。

次に、5点目の苦情処理についてであります。苦情については健康福祉課で受けつけております。保護者や指導員から苦情の内容について詳しく聞きとり、事実関係を把握した上で適切に対応しており、必要に応じて改善策等を図っているところでございます。

次に、6点目の保護者会の設立についてであります。通常保育園等の保護者会につきましては、その保育事業等の充実、発展に寄与することを目的に保護者が自主的に組織しているもので、運動会等のイベントへの協力や、奉仕作業等の事業を行っているところであります。放課後児童クラブの保護者からは、現在のところ保護者会の設立の要望はございませんし、その性質上保護者が参加するような事業は実施しておりませんので、現在のところ保護者会を設置する考えはございません。

次に、7点目の指導員の身分保障についてであります。現在は臨時職員としての雇用がなされておりますので、町の臨時職員としての身分保障を実施しているところでございます。今後につきましては、放課後児童クラブの充実のために、今期定例会に設備及び運営に関する基準を定める条例を提案しておりますので、指導員の充実にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） 質問事項3項目、鳥獣害対策についてお答えします。

1点目のご質問、鳥獣被害の把握ですが、毎年冬季に町内全行政区にご協力をいただき、有害鳥獣による農作物被害調査を、全戸を対象に実施しております。調査の内容は、鳥獣害による被害で農作物の種類、被害の面積、被害を受けた時期について報告いただいております。昨年度の被害状況は、イノシシによるものが稲やイモ類で面積270アール、金額にして540万円の被害でございます。ハクビシンによるものは、野菜や果実で面積30アール、金額にして95万円の被害となっており、昨年度全体で767万円の被害となっております。

2点目のご質問、イノシシ加工施設の運営についてでございますが、施設はイノシシの駆

除により農作物の被害を抑えると同時に、駆除したイノシシの肉を町の特産品にしようとする逆転の発想により運営を開始しており、5年が経過いたしました。この間処理された頭数は950頭で、そのうち町内で捕獲されたイノシシは477頭で処理頭数全体の約半数でございます。

施設の運営収支は、一部一般財源の持ち出しとなっておりますが、施設ができる以前のイノシシによる被害実績と直近の被害実績を比較しますと、被害額が減少しており効果が出ております。一方、加工イノシシ肉の八溝ししまるも町の特産品として需要が伸びてきており、町の知名度アップにつながってきております。

3点目のご質問、被害防止に対する補助制度についてでございますが、被害を未然に防ぐ方法として電気柵がございます。この電気柵設置に対しまして、現在町単独で5万円を限度に設置費用額の2分の1の補助制度がございます。昨年度実績で26件、金額にして81万円の利用がありました。また、イノシシが生息しやすい荒廃した山林や農地の整備については、県事業の元気な森づくり県民税事業の野生鳥獣軽減で15カ所、金額にして983万3,000円の利用がございました。さらに、農地を回復するための補助金として町単独で50万円を限度に整備費用額の2分の1の補助制度がございます。昨年度実績で1件、金額にして27万円の利用がありました。

いずれにしましても、鳥獣による被害は荒廃した里山にその原因があるものと考えております。今後も農地や山林の有意義な利用方法を見出し、美しい里山を守っていくことで、鳥獣害による農作物の被害を最小限に抑えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 大森議員のご質問、4項目め（2）のまほろば温泉とゆりがねの湯の相違点のご質問にお答えします。

まほろばの温泉の指定管理につきましては、旧小川町において平成14年度からの業務委託を経て、現在まで運営をしているところであります。現在の指定管理者は株式会社まほろば小川でございます。町が3分の2を出資し、第3セクター方式で運営をしております。ゆりがねの湯は、平成6年度にオープン以来、町民の保養と健康増進を図るため町が直営で管理運営してまいりました。昨年の平成25年9月に指定管理者を募集、その後選考委員会を経て、株式会社コスモフラップを指定管理者として本年4月から温泉浴場ゆりがねの湯定住センター施設の管理運営をお願いしているところであります。

次に（３）の管理委託の安定についてのご質問ですが、指定管理者から管理運営に関する事業計画書や収支予算書を提出されており、これにより健全な管理運営ができるものと思っております。また、必要に応じ町から指導等も行っていきたいと考えております。

（４）の住民サービスの向上と受益者の利益の両立については、指定管理者制度の目的にありますように、民間の経営能力を生かし、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図り、管理運営されるものと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 次に、大森議員の５項目めの質問についてお答えいたします。

まず、１点目の障害者総合支援法施行に伴う町での対応の変更点についてであります、ご存じのとおり障害者自立支援法は、平成25年４月１日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法として施行されました。主な変更点といたしましては、制度の谷間を埋めるべく障害者の定義に難病を追加したことや、ケアホームのグループホーム一元化、障害程度区分が障害支援区分に改められたことなどが挙げられます。

当町におきましては、条例や施行規則の名称等の変更、あるいは必要なシステム改修、新たなシステム導入等を行ってまいりました。障害者総合支援法自体は、施行後３年を目途として内容を見直すことになっておりますが、それを待たずに地域生活支援事業に新たな事業が追加されるなど、毎年のように変更が加えられており、これからも国や県の動向、あるいは情報を得ながら対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の障害者福祉施策の工程表と進捗状況についてであります、障害者福祉施策については、障害者基本法に定める障害者のための施策に関する基本的な計画、いわゆる市町村計画として、那珂川町障害計画2012が平成24年３月に策定され、平成24年度から平成29年までの６年間の計画について定めております。この計画につきましては、保健や医療、教育を初め８部門について目標を定め、それらに対応した施策の方向性を掲げているものであります。数値目標は示しておりませんが、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

また、障害者福祉施策のうち福祉サービスについては、障害者総合支援法に定める障害者福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画、いわゆる市町村障害計画として、那珂川町障害福祉計画第３期計画が平成24年３月に策定され、平成24年度から平

成26年度までの3年間について、障害者福祉サービスなどの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定め、提供体制の計画的な整備を図るものとして定めております。この3期計画につきましては、今年度で計画期間が終了となりますので、新たな計画の今年度中の策定に向けて、那珂川町自立支援協議会の助言を得ながら、第3期計画の反省や期間内に変更された内容などを踏まえて、計画素案を策定している段階でありまして、今後計画案がまとまり次第、議会の意見をお聞きするとともに、パブリックコメントを行い策定に向けて進めたいと考えております。

次に、3点目の地域生活支援事業についてですが、地域生活支援事業は障害者総合支援法で定められた事業の中で、約40種類のさまざまな事業メニューがございます。町では、今年度につきましては理解促進研修啓発事業、コミュニケーション支援事業、日常生活支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業、手話奉仕員養成事業の9事業を実施しておるところでございます。

また、利用者の自己負担割合につきましては、事業によって違いがありますが、課税世帯は5%から10%、非課税世帯は1%から10%、生活保護世帯は無料となっており、自己負担分を除いた事業費に対する補助の割合につきましては、国が50%、県と町が25%となっております。

改善すべき点につきましては、多様な事業があるにもかかわらず、事業実施する事業所がまだまだ少なく、利用者の選択する幅が狭いことが掲げられますので、現在、策定作業中の那珂川町障害者福祉計画の次期計画などにそれらの方策についても可能な限り組み入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） 町長の処分場問題についての答弁でありますけれども、非常に、町長もそうですけれども、県知事の職務範囲だけ見れば、絶大な権限を持っているというふうに、これは総理大臣もそうでありますけれども、総理大臣も憲法を無視して閣議決定だけで戦争をしない国から戦争をする国に変えてしまうような、こういうような絶大な権限を持っているわけです。

私はそういう権限を、逆に、県知事も、町長も住民のために行使してほしいというふうに思います。この処分場問題については、住民合意もないし、設置許可もないと。にもかかわ

らず推進するという事は、そういう絶大な権限を持ってやってしまうということにほかならないというふうに私は思っています。ですから、その絶大な権限というものを、逆に住民のために行使してほしい。常々私は思っているんですけども、その翻意を促しているわけです。

推進のための、今まで町長の答弁は何度も聞かされてきましたけれども、議会の決議とか、町の要請とかという、こういうものを出すわけですけども、それでは、住民のための意思をきちんと諮る住民投票をしたのかどうかということを知れば、実際にやっていないわけですから、主観的な考えでもって、おおむね住民合意が得られたというような、そういうことでは住民としては非常に困るわけです。

私は県が進めていることに、県のみずから決めた条例、そういうものにも違反しているようなことにも有無を言わず賛成していると。常識ではとても通用するような話ではないはずなのに、これまで県はつじつまを合わせて進めてきているわけです。

先ほど、町長からも、ちょっと言われましたけれども、今度は許可が下りないと、どうしても下りないということになってきているわけで、今度は今の申請書を取り下げて出し直すことになるわけですね。新しい許可申請を出し直すことをして、そして許可を得て前に進めようとする、こういう予定になっているんだと。町長は県が許可申請を取り下げた時点で、処分場の建設に賛成するにはこんなになったから、買収した県有地は森林公園として整備していただきたいというような方針転換を、私はすべきだというふうに思いますけれども、この点について、あくまで町長は県に推進協力していく、そういう考えなのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問でございますが、先ほど答弁したことに変わりはありません。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

[6番 大森富夫君登壇]

○6番（大森富夫君） 処分場建設予定地の隣は小砂の地区が一生懸命に美しい村づくりを進めているわけですね。そういうところに、この日本で最も美しい村連合と、加盟、承認を得ている、そういう隣に処分場をつくらうとしていると。このことについては町長どういうふうに思いますか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 処分場は、皆さんご存じのように絶対必要な施設である。しかしながら、各論になってまいりますといろいろな反対のご意見等もございます。そういう中で、今美しい村というご発言がありましたが、美しい村とは、隣にごみを捨てる、あるいはよそにごみを持って行って美しくなってもいいのか、そのように私は考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） 今までの強力な県の推進行動、あるいは町長の推進に協力してくるような姿勢ですね。今、塩谷町で指定廃棄物、こういうものが候補地に選定されたというか、大騒ぎになっておりますけれども、あれだけの町民の反対があるわけですから、塩谷町がつくれる今見込みはないと私は思いますけれども、そうすると町長もああいう選定する過程におきまして町長も入って選定する、そういう……

○議長（大金市美君） 大森議員、通告の内容に従ってお願いします。

○6番（大森富夫君） いや、違うんですよ。今から入るんですから。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○議長（大金市美君） 簡潔にお願いします。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） そういう姿勢でやっているならば、那珂川町に指定廃棄物を持って来られるようなことにもなりかねないんじゃないでしょうか。最終処分場の関連でどうですか、この考えは。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まことに申しわけございませんが、今、仮想の話のご質問にはお答えできませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） 仮定の話じゃありませんよ。町長の姿勢では、困難であるというようなことでやってきたわけでしょう。処分場を容認しているんですから。那珂川町に持ってこられかねないんじゃないでしょうか。もっと強い姿勢を持って、この処分場のもちろん、指定廃棄物についても明確な反対をすべきだということを強く私は要請したいというふうに思います。

学童保育について伺います。

この学童保育の機能も設置の意味も変遷して、新たな条例制定にもなり、予定にもなっているわけですが、拡充という点ではどういうふうを考えていますか。学童保育がないわけですよ、東小学校、これどうですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 各学校ごとというふうなご質問かと思えますけれども、現状から考えますと、やはり現在利用しているお子さんの数を考えますと、やはり状況的にはあと1カ所、小川地区1カ所というような形での運営を考えざるを得ないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） 西小学校、あるいは東小学校にないわけですね。非常に不便を感じている父兄もいるかと思うんです。それは、町はその点はよく考慮して、あるいは小学校の児童もそうですけれども、これから1年生に上がる、今保育を行っているその人数から考えていますので、いわゆる1年生の問題、こういうのがあるわけですが、そういう保育されている今度は児童になるといときに、定員の40名ではカバーしきれないわけですが、少子化という傾向がありますから、単純にいきませんけれども、しかし拡充の点では考慮する必要があるんじゃないですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 現在、設置はしておりませんが、東小からはワゴン車の迎えを実施しておりますし、西小につきましても希望があればお迎えにあがるというような体制はとっております。そういうような形の中で実施していきたいと。

それから、定員につきましては、40名という形でございますが、現状は、今後の需要の中で定員をオーバーするような形になってまいりますれば、当然それに対する拡充も考えなくてはいけなくなるというように考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

〔6番 大森富夫君登壇〕

○6番（大森富夫君） 最後に、障害者福祉施策の点で、先ほど烏山町の例を上げて違いを言って、那珂川町では負担がとりわけ非課税世帯について1%の課税をしていると、これは撤回すべきではないですか。そういう点で、非課税世帯にも町としてせめて烏山町と同等にす

べきじゃないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 確かに、那須烏山市では非課税世帯の料金を無料にしているという状況がございます。ただし、うちのほうの計画の中で実際に利用している那須烏山市、大田原市、それから那須塩原市、さくら市と、それぞれの施設を利用しているところがございますが、このうち無料にしているのが大田原市と那須塩原市とあわせて那須烏山市ですね、さくら市につきましては、那珂川町と同等に取っているという部分がありますので、今後、先ほども申しあげましたように新たな福祉計画サービスの中で検討していきたいというように思っております。

〔発言する人あり〕

○議長（大金市美君） ルールは守ってください。

6番、大森富夫君の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時30分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◇ 石 田 彬 良 君

○議長（大金市美君） 13番、石田彬良君の質問を許可いたします。

石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 通告3番の石田でございます。

私の質問は、人口減少問題が主な質問でありまして、なかなか裾野の広い質問になります。なかなかあらゆる方面の質問になってしまうような気がいたしますが、ご答弁のほうよろし

くお願い申し上げます。

まず、昨日第2次安倍内閣が発足いたしました。まち・ひと・しごと、それらの創生本部を立て上げるというような方針であるそうでございます。今回の内閣改造は地方創生を公約とした改造内閣の最大の目玉ではないかというふうに思っております。

それでは、人口減少の問題について、質問させていただきます。

全国的に急激な人口減少社会を迎える中で、県内でも当町を含む県東地域がこの人口減少に関しては一番減少率が高いと言われております。その要因は、未婚者の増加などに伴う少子化の進行に加え、若者世代の町外への転出が大きな要因ではないかというふうに考えます。

そこでまず1番目に、(1)として、これからの那珂川町の人口減少による地域社会、経済の影響をどのように捉えているか質問いたします。

(2)番として、高度の教育環境を求めて若者がこの町を離れても、戻ってこられる受け皿をつくるのが行政の役割と思いますが、そこで企業誘致活動などは行われているのか。

(3)番目に、他地域からの移住希望者に空き家のあっせんや住宅支援の補助金を考えてはどうかと思います。それについてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、(4)役場内に人口減少問題の対策室を設ける考えはないか伺います。

(5)番として、結婚相談員の活動状況、また報酬についてはどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

次に、大きな2番として、小川地区行政区の名称について質問いたします。

2町合併のときに、2町合併の協議会において行政区の名称については、地域住民の意向を尊重して、新町において調整するものと、そのように決定したわけであります。

しかし、小川地区の行政区は行政区の名前を数字であらわされて、地域住民は何区はこの地区かわからない。そのような意見を耳にします。私も本当にそのとおりだと思いますし、今急にここで何区はこの地域ですかと聞かれても答えられません。まことに不自由だと聞いております。その点、馬頭地区はもともとの大字名を行政区名に使っておりますので、特に不自由さも感じないわけであります。そこで、小川地区行政区の数による表示をもとの集落名で表示できないかお伺いいたします。

その中で(1)番目として、数字による不便を感じている町民が多いが、もとの集落名にするのに何らかの制約があるのか。

(2)番として、町民がわかりやすい行政区名にするのが行政の役割と思うがどのように考えますか。

(3)として、広く住民に声を聞く機会を設けて、意見を聞く場を設ける考えはあるか。

以上、2点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

人口減少問題についての第1点目の人口減少による地域社会、経済の影響についてお答えいたします。

地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、2010年から30年間で20代、30代の女性が半分に減る自治体は896市町村に上り、全国の自治体の半分が将来消滅する可能性がある、衝撃的な試算が有識者でつくる日本創成会議により発表されました。その中で、県内においては、那珂川町が71.3%減と、人口減少率が最も高くなると試算されております。

なお、本町の現状を見ますと、人口は年々減少し、合併後の8年間で約1割近く減少いたしております。特に、若年層の町外への流出は年々増加している状況にあり、これからの町を担う人材の減少は、地域活力の減退に直結する喫緊の課題と認識いたしております。若年世代の人口減少の影響は、生産人口の減少、後継者不足による産業の減退はもとより、地域コミュニティの衰退、さらには年齢階級別人口構成のバランスの崩れにより、人々にさまざまな負担が生じてくるものと思われまます。

本町におきましては、これまでに総合振興計画に基づき、若者の定住、就業の場の確保のための企業誘致活動や、地場産業の振興を図り、人がにぎわい、活力あるまちづくりを推進してまいりましたが、なかなか人口減少に歯どめがかからないのが実情であります。人口減少問題は、本町のみならず、国内の多くの自治体が抱えている難題であり、これからは根本的な原因を追及すべく健全な国土の形成を見据えた対策が必要だと考えております。

昨今、国を初め、県、県市長会、県町村会において、人口減少問題に取り組む研究会等が発足されたのを受け、本町においてもこれらと歩調を合わせ、この難題解決に推進する考えでございます。

2点目、企業誘致活動についてお答えいたします。

町では従来の企業立地に関する優遇措置に加え、平成23年4月に町独自に企業立地奨励金、雇用促進奨励金など、助成措置を盛り込んだ那珂川町企業立地促進条例を制定し、また、パンフレットを作成し、栃木県東京事務所や県企業立地推進協議会、日本立地センターなどの

機関と連携により企業誘致に努めてまいりました。

その結果、ここ数年におきまして4事業所が誘致され、町内からは正社員として約30名の雇用創出につながっております。

企業誘致につきましては、今後も町長である私がトップセールスマンとなり、町内外の企業を訪問し、情報交換し、雇用の促進に努めたいと考えております。議員の皆様におかれましても、企業誘致についてご協力いただけますようお願いを申し上げます。

第3点目の、他地域からの移住希望者に対する空き家のあっせん、住宅支援補助金の交付についてお答えいたします。

空き家のあっせんにつきましては、現在本町においては行っておりませんが、徐々にふえてきていると思われる空き家の対策として、今後、軒数の把握を踏まえ、有効な活用方法や防犯・防災の対策等について先進地の事例を調査研究し、適切に対応してまいりたいと考えております。

住宅支援補助金の交付につきましては、現在、町木材需要拡大事業費補助金交付要綱による交付を行っておりますが、先月には同補助金交付対象者に適用する、足利銀行による定住応援住宅ローンのサービスが始まりました。これは同銀行から提案を受けた銀行と地方公共団体とが連携した、町の人口増加、定住促進施策を支援するための低金利ローンのサービスでございます。今後は、このような金融機関等との連携をも考慮し、効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

第4点目の、人口減少問題対策室についてお答えをいたします。

人口減少は大変重要な問題であります。このような問題は昭和45年に旧馬頭町が過疎地域に指定されて以来、過疎対策に取り組んでおりました。今後とも、過疎地域自立促進計画として検討していく必要がありますので、引き続き既存の組織で対応する予定ですが、新たな手だての必要性を感じておりますので、改めて全庁を挙げてこの問題に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） ご質問の人口減少問題についての、第5点目、結婚相談員の活動状況、報酬についてお答えいたします。

当町の結婚相談員につきましては、那珂川町結婚相談所設置要綱に基づきまして3カ年間で任期として町長名により委嘱をしております。現在、無報酬によるボランティアとして19

名の相談員の皆様にご活躍をいただいているところです。県内25市町のうち、7市町が当町と同様に行政からの結婚相談員を委嘱しており、いずれの市町においても市町からの報酬はなく、ボランティアとして活動をいただいているところです。

活動の状況ですが、各相談員において、媒酌、あるいは紹介活動に取り組んでいただいているほか、結婚相談所としてほかの結婚相談所との情報交換会やお見合いイベント等の事業を実施しているところです。

また、現在町では結婚相談所に対して年間60万円の補助金を予算化して支援を行っているところであり、報酬額に換算してみますれば、一相談員当たり3万円程度の予算規模となっております。この補助金は、結婚相談事業に要した費用の100%を支援するもので、その用途につきましては、結婚相談所に一任をしているところです。

なお、昨年度より相談員の媒酌活動に対する報償制度が創設されたところでありまして、成約1件ごとに報償金と感謝状を贈呈することとなりました。さらに、本年度からは、交流イベントへの参加費助成やお見合い活動への助成制度が設けられたところであり、これら制度の活用により、結婚相談員の皆さんの活動がより活発になりますことを願っているところです。

いずれにいたしましても、八溝山定住自立圏連携協定や那珂川沿線の結婚相談所との連携などにより結婚相談事業においても今後ともよき伴侶、後継者の確保と、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは、小川地区行政区の名称についてお答えいたします。

那珂川町におきましては、ご質問のとおり合併協議の中で行政区制制度に統一することといたしまして、平成19年度に現在の馬頭地区23行政区と、小川地区14行政区の計37行政区でスタートいたしました。行政区の名称については、行政区制に統一した時点で、馬頭地区においては大字名で、小川地区においては従来からの数字による行政区名で運用することと決定いたしました。統一当時は、従来から使用してきたなじみのある名称を使用することとした経緯があります。

小川地区においては、長い歴史もあり既に定着しておりますので、まずは地域住民の代表であります行政区長からも意見等を聞き、その状況により対応してまいりたいと考えております。また、過去において、広報等でもお知らせをしてまいりましたが、改めて行政区の区割り、区域についても周知していきたいと考えております。

なお、行政区の名称を変更する場合は制約はありません。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

若年層の減少と高齢者の自然減によりまして、町としても集落としても今よりも機能を集約せざるを得ない状況となるものと考えます。また、人と人とのつながりも、地域の祭りや催しも今のままのようにできなくなると思うし、人間関係にもさまざまな影響が出てくるものと予想されるわけでございます。この地域社会、そしてこの町を消滅させないためにも人口対策には本気で考えなければなりません。

そこで、再質問の1番先でございますが、何といたしましては出生の、いわゆる赤ちゃんの出生率、これが一番気になるところでございますので、今年4月から要するに来年3月までの平成26年度の中で、新しく生まれる赤ちゃんの数は何人ぐらいいると把握していますか。お聞きいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今年度の出生の予定者数でございますが、母子健康手帳の交付者から推計いたしますと、92名の予定でございます。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ありがとうございます。

今までも本当に新生児は100人絡まりというようなことでございましたが、平成26年度には100人を切って、92人ということでございますので、本当に少子化ということが顕著にあらわれてくるのではないかと思いますし、5月の広報「なかがわ」の一番最後のページでおめでたとお悔やみという欄に、新しくできた赤ちゃんの名前と人数、それからお亡くなりになりました方の人数とお名前が出ていますので、毎月注意深く見ているわけでございますが、たまたま5月の広報では出生者がゼロでしたね。本当にこれではこの町もこれから先が思いやられるというような気がいたしました。

そこで、20年後の人口、今最近生まれた子供が20歳になりますね。10年後の人口、そして20年後の人口は大体どのくらいになるかお聞かせ、これは20年後となるとちょっと想像

つかないかもしれませんが、どのぐらいになると考えますか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 町でこれからの人口予想につきましては、現在策定を始めました次期の総合振興計画の中で10年後の人口については改めて正確な数字を計上して、これからのまちづくりに反映したいと考えております。

ちなみに、先ほどの人口の問題でいろいろありましたが、年間、現在ですと200人から300人の人口が那珂川町では減少いたしております。現時点の8月1日の最新の国勢調査からの県人口、こちらが1万7,215人、住民基本台帳でいいますと1万8,075人が8月1日現在の町の人口です。このような減少率、減少人口を見ますと、おおよそ2,000人から2,500人の人口減少が10年間で見込まれるのではないかと想定しております。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 10年後ですね、それは、20年後はちょっと予想つかないですか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 同じように10年を計算しますと、5,000人という数字が出るんですが、前に日本創成会議のほうで人口5年後、10年後、基準年がちょっとずれますので、現実的には11年後、平成37年、こちらが日本創成会議のほうで出しております数字が1万4,610名、こちらが那珂川町の想定人口、20年後の平成47年、こちらが1万2,293人という数字が日本創成会議のほうでは出している数字でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） わかりました。本当に厳しい数字だなというふうに考えます。

そこで、過日全員協議会の中で町の財政状況、これからの説明もありました。町の20年後の財政規模や歳入全体の30%以上を占めるといふ地方交付税、これはどのぐらいになると推測されますか。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） この後、議案のほうで新町建設計画の変更ということをお願いすることになっておりますが、その中で10年後の財政計画を変更いたしました。10年後

の財政規模としては75億円から78億円ぐらいが当町の財政規模としては適正ということで考えております。その中で、地方交付税なんですけど、昨年度決算で約33億円を普通交付税でいただいています。今後、10年後の交付税の予定といたしましては、26億円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ありがとうございます。

これからの10年後、20年後、若者などによる労働力不足による農林業や商工業など、いわゆる地場産業はこれによりどのような影響があるか、また収益的にどのぐらいの減になるのか、これをどのぐらいに予想するか、お伺いいたしたいと思います。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 答弁できますか。

石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） それでは、すみませんちょっと難しい質問をしてしまいましたが、ちょっと協議していただいている間に、違う質問に移ります。

次に、出生率の低下によりまして、教育面でも非常に難しい時代が来ると思うわけですが、学校の統廃合や少人数学級、また職員の配置の適正化などの大きな問題が起きてくると思いますが、これらの見通しについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 大変難しい質問で、国と県の関係がありますので、那珂川町だけで判断できませんけれども、国としては少人数対策等で予算化をしてくれています。ただ、25年度、26年度、いわゆる35人学級、36人以上の学級をなくすという方向で予算化を財政としたんですけれども、2年間見送られました。県のほうでも財政が非常に厳しいということで今、我々市町教育長部会と県の人事課等と話し合いはしておりますが、なかなか厳しい状況だということです。

特に本町は、35人学級、36人以上の学級の対象がないんですね。それだけ子供がいないということです。文科省でその人数の分をじゃ、どこでやるのかというと、県では加配といって、プラスアルファの部分が那珂川町には県から12名配置されているんですけれども、そ

それを削ってクラスがふえたところにやろうというふうにしています。うちのほうは全く関係なくて、教員だけほかに移るということなので、非常に厳しいところなんですけれども、その辺は今後どうなるか、また今度の10月22日に人事問題研究会が県のほうでありまして、我々の質問に答えてくれることになっていますので、そのときにまた機会がありましたらお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

地場産業の影響と労働力不足についてですが、数字として把握はしてございませんが、当然人口減少によりそういった影響は出てくるかと考えております。今後策定します総合振興計画、あるいは現在協議を進めております八溝定住自立圏のそういった協議の中で、それらの対策についても協議をし、対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 本当に私の質問は難しい質問ではっきりした数字を出せないようなことで恐縮しているわけでございます。申しわけありません。

それでまた、教育長にお伺いしたいんですが、こういう1年間に100人にも満たない児童数がこれから小学校へ上がるわけなんです、学校の規模の縮小というのは当然考えなくてはならないと思いますが、これからどのようにする考えでいるかお伺いしたいと思えます。

○議長（大金市美君） 教育長。

○教育長（小川成一君） 今、平成25年度が77名なんです、生まれたのが。ということは基準でいくと3クラスあれば那珂川町の全児童は3クラスで足りるということになります。そうすると、普通でいうと1つの学校で十分だということになりますけれども、今現在4校ありますので、ただ人数が少ないから集めればよいという問題ではありませんので、今皆さんご存じかと思えますけれども、小規模特認校という制度が今あります。特色ある活動をして、6年間その学校に行っていただくというと、保護者が送り迎えをするという条件でその学校に入っていただくということになりますけれども、きょうの新聞を見て栃木市なんかは3つの学校でやっていますけれども、2つの学校は希望者がゼロということですね、塩谷南

地区でも矢板、高根沢でやっていますけれども、全部合わせて多分5人程度だと聞いていますので、なかなかそれも難しいので、今後本当に皆さん方で考えていっていただかないと学校自体が成り立つかどうかというのが非常に心配、今話していた10年後、20年後になると、どのようになっているかちょっと不安になることもあります。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） このほど、大田原市を中心に八溝山周辺地域定住圏構想を立ち上げましたが、もちろんこの事業内容は人口減少問題が大きくかかわってきているもので、それにあわせていろんな事業が計画されるものと思いますが、ここで一つだけお聞きしたいんですが、この定住圏構想の中で病院関係が特に取り上げられておりますけれども、ちょっと話がそれたら、議長注意してください。

那珂川町は那須烏山市と広域行政事務組合を立ち上げて今までやってきたわけなんですよ。ですけども、今度のこの構想圏の立ち上げはまた違う角度での協議ということになるんですが、私はなぜこの八溝山周辺の中に那須烏山市まで入れなかったのか。実際問題、広域行政では消防関係もあるいは一緒に事業をするわけなんですね、大田原周辺と。ですから、なぜ那須烏山市を省いてやったのか、これがちょっと私は不可解なんですけれども、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） それは、八溝定住圏の関係でお答えいたしたいと思います。

この定住圏につきましては、大田原市が音頭をとったわけなんですけど、当初の時点では那須烏山市さんにもお声かけをしましたが那須烏山市さんは参加しないということで、その理由につきましては、当町としては把握をしておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 了解しました。

ほかには、これから子育て支援の話をしたいわけなんですけど、どこの自治体でも一様に施策として子育て支援は上げているわけですが、よその市町にない当町独自の子育て支援の特色のあるものは何かありますか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 子育て支援につきましては、国の施策等に基づきまして実施

しているところでありますが、なかなか当町独自の施策というのは厳しい部分がございますが、国の施策の中でもベビープログラムということで子供が生まれた後に、子供との接し方、あるいは子育ての仕方、そういうものを勉強するプログラムがございます。その部分につきまして、要するにそれを運営する資格を研修を受けまして、現在保健師が2名その資格をとっておりまして、運営しております。これにつきましては、なかなかほかのほうの市町におきましてやっているところが少ないということで、独自とは言いませんが、特色の一つだというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ぜひ、余りよそにない特色ある事業を取り入れて、よりよい子育て事業のためにやっていただければありがたいというふうに思います。

次に、2項目めの企業誘致活動に関しての質問に入ります。

福島町長は若者がこの町に定住するには、企業の誘致が不可欠、そのためにみずからがトップセールスをして誘致をしないと、そのようなことを選挙公約にしたように私は記憶しておりますが、今までに企業の訪問や依頼など、何件くらいあったのか。また、どういった内容の会社なのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） お答えします。

訪問等何か所かはございましたが、依頼等はありませんでした。どのような職種かと申しますと、電気関係とか機械関係が主でした。今後の誘致でございますけれども、なかなか伺っても厳しい状況にあります。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 福島町長が就任して間もなく1年になるわけなんですけど、特に目立った実績は今のところないということで、よろしいんですね。わかりました。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 目立った実績といえますか、現在ちょうど1年たちますが、企業訪問、これは町内の企業は就任当初からお伺いしております。そして、例えば来春の新採用の採用

状況はどうかとか、そういうことで町内の各企業を回っております。その中で当町の高校卒業生、あるいは当町出身の子供たちの雇用、これをお願いしております。

ただ、職種によっては高校ですと普通課の子供よりも技術系の高校を出た人を多く望むとか、そういう声は伺っております。それと、町外に本社がありまして、こちらに現地事業所がある、そのような会社も訪問させていただいて本社の状況等もお伺いしてまいりました。

それと、最近企業といいますか、町内に進出しておりますのがいわゆる太陽光発電絡みの事業所が大変多くなっておりまして、事業所の数としてはかなりの数になっているかと思えます。実際に操業している会社、あるいは建設中、それから建設予定をしている、それを企業と位置づければ相当な数になると認識をいたしております。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 次に、（3）番の再質問にはいりますが、定住対策関係で、高手の里を分譲した経緯がありますが、最近余り住宅が建築されていないように見受けられますが、現在のところ新たな申し込みはないのかあるのかお伺いします。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） では、お答えします。

高手の里は全区画で10区画ございます。現在入居されているのが2区画、そのほか1区画が町と契約済みでございます。大工さんのほうも決定したということで、あと3区画については申請がありまして一応予約状態です。ただ現実的に契約までは至っておりません。そのほか残りの4区画はあいております。そのような状況でございます。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 余り、それでも前よりは少しは住宅が建つということで喜ばしいことなんですけれども、もう少しマスコミなどを利用しながら、全国放映などの依頼はできないのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） ことし1月16日に全国版のテレビ放映が高手の里を取り上げられまして、「得する人損する人」というような日テレの番組だったんですが、それ以降、問い合わせが68件ぐらい電話とか、来庁とか、問い合わせが来ております。やはり議員が言われているようにマスコミ、テレビ等の放映というのはかなりの反響があると認識しており

ます。そういう中でやはり全区画が理想なんです。当然求めているところなんです、なかなかやっぱり条件が合わないとかというのがありまして、その辺のところを今後どういう原因か課題について検討してまいりたいと思います。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） そのほか、農地と空き家農家のセットで田舎暮らしのテレビの放映がかなり最近見受けられますが、那珂川町においても持ち主さんとかけ合って、空き家農家の利用を町の事業として認めることはできるのかできないのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま石田議員のご質問ですが、我々も本当に真剣にそのように考えております。ただ空き家情報につきましては、いわゆる防犯対策の面で慎重に検討しながら、それで空き家と農地等のセットとか、いろんな組み合わせがあると思うのですが、よその市町ではグリーンツーリズムとかいろんな企画をしているところもございます。そのようなことも参考にしながら、当町でもどういう形でこの美しい里山、これを売り出して都市部の方に来てもらえるか。それと、たくさんの地域資源がございます。よくテレビ放映されていますトラフグ、ホンモロコ、そしてウナギ、マンゴウ、そういう地域資源、それと昔からあります小砂焼と、そういう地域資源とその空き家、里山、これを組み合わせたような企画を考えてまいりたいと思っております。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 農家関係のほかに、中心市街地においても空き家や空き店舗が非常に目立つようになってまいりました。これの利活用についても町や商工会が積極的に進めることができないのか。また、何か実施している事業があればその成果をお伺いいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 現在、町に4月1日から地域おこし協力隊が1名配置されて活動いただいております。年度当初に2名予定いたしておりましたが、人事上の理由で1名になってしまったものですから、この10月1日から2人目の地域おこし協力隊、こちらを現在募集をかけて採用を決めたところでございます。10月1日から活動をいただくわけなんです、特に中心市街地の活性化について活動を願いたいということで10月1日から活動を予

定いたしております。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 先ほどの議会に同僚の塚田議員が人口減少対策の一般質問をやりました。人口減少対策委員会を設置してはどうかという質問をいたしました。その中で、町長の答弁で那珂川元気プロジェクト連絡協議会を立ち上げているので、その中で協議したいとの答弁だったと記憶しておりますが、現実には深刻でありまして、喫緊の課題であることから、那珂川町における人口減少の影響、課題を分析しながら、それに対処する施策の立案を役場内に立ち上げることはできないのか。さっき1回目の答弁の中でちょっとそれはできない。別な方向でやっていくというような答弁でしたが、再度お伺いいたしたいと思っております。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 先ほど、町長のほうから現体制の中で調整を図っていききたいというお答えをいたしました。その中には、もう既に課長補佐クラスの調整担当者会議というものがございまして、そちらの中で協議を進めております。さらには、現在ワーキングチームのほうを20代、30代の若手で構成して15名程度のワーキングチームを結成し、その中で少子化、あるいは活性化について協議を進めたいということで現在進めている最中がございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） そういうことであれば、ぜひ積極的に協議をしていただきまして、那珂川町がもっと活力ある町になるようによろしくご協力いただきたいと思います。

次に、結婚相談員の活動状況と報酬についての再質問であります。先ほど課長の話では報酬は出していないということでございますが、結婚相談員というのは、日夜活動をしておりまして、なかなか大変なこれが縁組がまとまればよしとして、恐らく不調に終わることも相当、無駄足ということも相当あると思っておりますが、その成果が上がっていないとすれば、原因は何なのか、その件の分析はしているのかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 成果が上がっていない原因ということで、なかなかその原因

をつかむことは困難なのが実情だと思います。ただ、現在、今年8月1日から来年1月31日までの期間としまして、結婚相談に関するアンケートという形で町のホームページ、それから馬頭庁舎、小川庁舎の窓口、それと道の駅のほうにアンケート用紙を備えまして、アンケートにお答えいただくというような取り組みも始めたところです。

これがどのような結果が出てくるかまだわかりませんが、まとまらない、なかなか決まらないという原因の一つがそのアンケートの中からもつかめるのではないかと期待しているところです。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 確かに、なかなか大変な役だというふうに私も思いますけれども、せっかくこういう組織をつくっているんですから、何か相談員の方々に考える必要がないのかという気がいたしますが、報酬というほどの金額ではないとしても、何か考えるべきではないかと思いますが、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 先ほど、1回目の答弁の中でも申し上げましたけれども、なかなか成約するのが難しいというのが現状ありますけれども、相談員さんがご苦労いただいて、おまとめいただいて成約された場合には当然それなりの報償金、それと感謝状をお送りするというような制度になっております。

また、何度か足を運んでいただいてもなかなかまとまらないということになりましたら、当然それなりの経費といえますが、車代もかかっております、ガソリン代もかかっておりますので、そういうものに対しては一部お見合い活動の助成制度というのを今年度から設けたところとございまして、年額限度額で1万円程度なんです、そういう形でそういう制度も今年度から設けたところとございます。

また、それともう一つ、結婚相談員さんを通じましてお見合いイベントに参加いただいた独身の方ですけれども、そういう方に対しても参加費の一部を相談所のほうから助成をしましょうよというような制度にことしから変えたところです。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ある自治体では結婚する場合、相談所を利用して婚姻がまとまった場合には20万円を上げますよと、そしてまた仲人してくれた相談員さんには報償金として5万円出しますよというような自治体があるわけなんですけど、那珂川町でももう少し積極的に考えてはどうかと思いますが、どうですか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） よそのたくさんお金を使っている自治体のことを比較に挙げられますと、何ともお答えしにくいところではございますが、ただ、現実的にこの町で非常に少子化の中で結婚される人を見つけるのは大変だ、そういう事情があります。よその優良事例等ございましたら、我々も積極的に研修してまいりまして、本当の人口減少の根本原因の究明とあわせて、そういう面も考えてまいりたいと思います。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） なかなか難しい質問ばかりで申しわけありません。

この件に関しましては、よその市町と結婚については、若者の調査などの情報交換はしているのか。していなければ今後定期的に行う考えはあるのかをお伺いします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 今まで那珂川沿線の各市町と結婚相談所の連絡協議会を組織しておりますので、毎年その中で独身者情報の交換なり、それから結婚相談所の活動の情報交換という形で実施をして参っております。

また、先ほども申し上げましたとおり、大田原市と八溝山定住圏構想を結んだところがございますので、大田原市の結婚相談員さんともこれから情報交換をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） ちょっと町長にお伺いしたいんですが、この人口減少問題に対する私の質問は大体これで終わりなんですけれども、人口減少問題や未婚者対策の問題はこの那珂川町だけの問題ではありませんので、栃木県全体の取り組みや県北地区での取り組みを改めて提案してはどうか。町長どのように考えますか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この問題につきましては、当町ばかりでなく、県内全体の市町の問題として捉え、県の町村会、あるいは県市長会、その中でも重要課題と捉えまして、県、あるいは町・市だけの問題ではございませんので、それを国に要望していただくように市町村の首長の間で、そのような申し入れはいたしております。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 時間も迫ってまいりましたので、次の行政区の名称について質問します。

さきの馬頭・小川合併協議会に私は参画をさせていただきました。馬頭地区はもともと地域の名前を持って大字〇〇と呼んでおり、合併を機に〇〇行政区とした経緯があります。しかし、小川地区は数字によって合併前から何区として行政区の組織をつくっていたわけがございます。しかし、現実には小川地区の住民でさえも何区はどこだっけという人がかなりいるわけがございます。そういうことで、再質問をいたしたいと思いますが、小川地区のこの数字による第何区というふうに決めたのは、いつのころから決めたのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 昭和39年4月から施行しております。50年が経過をいたしております。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） 非常に歴史の長い話だと思いますが、町民は日常の会話の中でも地名については昔ながらの地域の名前を使って会話をしております。実際に何区としての会話は余りしていないように考えますが、町民がわかりやすくなじんでいる地名を行政区名にすることが町民サービスというふうに私は考えますが、町長はどのように考えますか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私も小川地区の出身でございまして、50年前からということで、たしか私が中学生の時代からこの背番号制の行政区になじんでおります。この行政区といいますのは、やっぱり番号をつけるに当たりまして規則がございまして、いわゆる1区というのは旧湯津上村境の川上議員のお宅のほうでございまして、そこから遠回りにぐるっと、時計回りに回って最後が私どもの住んでおります薬利、芳井、浄法寺、薬利小学校、そこで終わりになって、その隣接は最初の1区と、そういう形になっております。

そしてなじみがないとおっしゃいますが、この行政区を何で1、2、3とつけたかという経緯ですが、過去に先人から聞いたお話では、1つの大字、これを行政区とすると人数のバランスが非常に悪いと。それで、今の行政区というのは大字でいうと幾つかが合わさって一つの行政区になったり、あるいは一つの大字が二つの行政区に分散されているとか、それはいろんな地理的、あるいは人とのつき合いの関係でこのような行政区になった、そのようにお伺いいたしております。

また、各行政区によりましては、例えば6区ですと、数字の6区なんですけれども、それを英語の岩に例えまして「ロッククラブ」とか、いろいろな形でやっています、それから1区ですと「ワンクラブ」とか、それから11区、これフランス語だか、ドイツ語で言うところ「ワンツ」とか言っています、そういう名前の野球チームとかつくっていた、そのような経緯もありまして、必ずしも住民になじんでいない、そのようには私は認識いたしておりません。

ただ、この問題につきましても、先ほど総務課長から申し上げましたが、行政区の名前を変えるに当たって制約はないということでございますので、本当に地域に住んでいらっしゃる住民の方々の要望がそのようであれば、それは変えられる、そのように私は認識しております。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

〔13番 石田彬良君登壇〕

○13番（石田彬良君） いろいろな問題が起きてくるかと思いますが、何かの機会がありましたら、これからまちづくり審議会や町政懇談会を開くという意見がありますが、その中でももしあればお話をいただければというふうに思います。

私は今回、人口減少問題と小川地区行政区の問題を取り上げて一般質問をいたしました、特に人口減少問題はこの町にとって、最も重要な課題でありますので、町、我々議会ともに真剣に取り組むべきでありまして、28年度からの那珂川町総合振興計画の実施に向けて、町民とともに住みよいまちづくりのため邁進する所存であります。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大金市美君） 13番、石田彬良君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時40分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◇ 阿 部 健 君

○議長（大金市美君） 阿部 健君の質問を許可いたします。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） よろしく申し上げます。

まず、質問に先立ちまして、ことしの夏の豪雨災害、それに伴う土砂災害、これは広島だけではないんです。福岡、岩国、福知山、南木曾、90人近くの方が亡くなられています。まず最初に、その亡くなられた方にお悔やみ申し上げます。そして、一日も早い復旧復興を願っております。

実は、私の質問はそこから入っていこうと思っております。なぜ、土砂災害は豪雨による土砂災害だったと思うんですが、なぜああいうゲリラ豪雨、いまだかつてない過去に経験したことのないとよくラジオとかテレビで聞きました。やっぱり、主たる原因は温室効果ガス、二酸化炭素であろうというのが今定説になっています。二酸化炭素を減らすために、一時期、二酸化炭素の排出がない、原子力発電所がもてはやされました。原子力の平和利用とか、確かに原子力発電所は二酸化炭素の排出が発電時はないです。しかし、一朝事が起きればとんでもない排出物が出てくるというのは経験済みであると。その排出物によって多くの県、もちろん東京都も、都県が今頭を痛めているところであります。

そして、本年7月、塩谷町にその処分場の選定がなされたところであります。その塩谷町の見形町長はどんなに苦労されているでしょうと、とても私自身も心配です。国や県、そして住民との板挟みになり、今の見形町長は住民とともに反対をしておりますが、国や県からの結構圧力がきついでないかと、察するに余りあるところであります。そして、私の質問の1つとしては、その指定廃棄物の処分場についての問題で伺いたいと思います。

指定廃棄物については法律がございます。指定廃棄物、放射性物質汚染対処特措法という法律がございます。その法律自体にはないんですが、廃掃法という前にあった法律におい

て、ごみの投棄者はもちろんですが、その排出元も責任をとらなければいけない。つまり今回の放射性物質汚染対処特措法というのに当てはめれば、国はもちろんですが当事者である東電にも責任があると思うわけであります。それを閣議決定において、各県が処分するというふうにされたわけですが、そこで町長のお考えを伺いたいと思います。その指定廃棄物の処分に関して、どのような方法が望ましいと思われるのか、町長のご見解を伺いたいと思います。

そして、2つ目、それに伴って、先ほども申しましたが7月に塩谷町に選定されました。その塩谷町に選定されたことについての、町長のご意見を、質問通告でもありますようにどのように感じているかお伺いいたします。それが大きな1つ目であります。

大きな2つ目としては、要支援事業の自治体への移管、町への移管について質問させていただきます。

細かいところ、1つずつまいります。

来年度から、要支援事業の今まで国がやっていたわけですが、自治体、つまり市町村、我が町へ3年かけて徐々に移管するということが発表されているわけであります。なぜ国は自治体へ移管するのか、これは田村厚生労働大臣がちゃんと記者会見でも述べておりますし、国の財政の問題だと。私はとんでもないと思ったんですね、その会見を聞いたときに。国の財政の赤字を解消するために、町へ移管する、市へ移管する、これは自慢できない話ですが、我が那珂川町は赤字自治体ですよ。そこにまた赤字である要支援事業を押しつけて、赤字が解消されるはずがない。

そして、もちろん全部移管されるわけではなく、国から支給される部分もあると思うのですが、ただ町に移管された場合、かなり金額というか、押さえられて支給されるんだろうと思うわけです。その押さえられた分、じゃ、町が丸々負担するのか、そうはいかないだろうと、そんな財政の余裕もないし、そこでボランティアの活用であるとかというのが出てくると思うんです。そのボランティアの活用なんですが、ボランティアを活用するとしてもどんなふうなことをやればいいのか。また、ボランティアの確固たる組織がない。ボランティアの組織のづくり運動から始めなければいけない。

先ほど、益子議員の質問の中で、その答弁の中で、こういうふうにありましたね。従来どおりサービスは継続して受けられますと、健康福祉課長が述べられていました。やはりそうであるためには財政が危機的な状況の折、ボランティアに頼る部分というのは大きいだろうと、ボランティアさんにやってもらう部分、もちろん無償でやってもらうというものもなかなか

か難しいと思いますから、ある程度お支払いして、あと半分は良心でやっていただくというふうになると思うんですが、どんなことをやればいいのか。そしてどのようにやればいいのか。先ほど、責任問題とかというのも出てきましたけれども、そういうところを含めてやはりボランティアのそういう研修とかは絶対に必要になってくると思うんです。ですから、そのボランティアの育成、研修の計画は町にあるのかどうか。そのロードマップといいますか、そこに至るまでの計画があればお聞かせ願いたい。

万が一、もしないなんていうことであれば、来年4月ですから、3年間の余裕があるわけではなくて、来年から始まってしまうわけですから、これはとにかく急がなければいけない、早過ぎるなんていうことはないし、むしろ遅過ぎるんじゃないかと、今から始まっても、ですからぜひその辺の町の見解をお願いしたいと思います。

以上、大きくいうと2点です。よろしく申し上げます。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

指定廃棄物の処理促進につきましては、環境省の主催により平成25年4月から4回の指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、処理方法や候補地選定方法などについて説明を受け、意見を申し上げたところでございます。

さきごろ、栃木県における指定廃棄物最終処分場の詳細調査の候補地として塩谷町地内の国有地が選定されましたことは、ご承知のとおりでございます。

また、環境省の主催により、7月31日に開催されました指定廃棄物処理促進市町村長会議において、候補地の選定経過等の説明を受けたところですが、会議の中では県内5カ所の候補地から1カ所に絞られたが、それまでの選定経過の説明が十分でないとの意見もございました。

ご質問の指定廃棄物の処分場候補地についての第一点目の指定廃棄物の処分方法に対する考えについてお答えいたします。

この原発事故由来の放射能を含んだ廃棄物の処分に関しては、栃木県だけの問題ではなく、福島第一原発の被害を受けた多くの自治体、地域の問題でもあり、暫定保管の状況からすると少しでも早急に解決しなければならないとは理解しておりますが、現時点においても関係する各県で受け入れ反対の運動が起きていることから、国は国の責任において問題を解決するという姿勢を明確に示し、不安払拭に向けて最大限の努力をしていただきたいと思います。

おります。

次に、第2点目の塩谷町地内の国有地が調査候補地として選定されたことについてお答えをいたします。

前回、矢板市が候補地として選定された際に、一候補地として、また今回の候補地選定の前段の絞り込みの中でも当町が含まれていた経緯等からも、塩谷町が選定されたことは他人事ではないと痛感をいたしております。特に、国は国の責任により、塩谷町の皆さんにはどういった経緯で、どのような評価により塩谷町地内となったのか、十分な説明が必要と思えますし、地域の意向を十分に尊重するとともに、相互理解と信頼関係を構築することが最も重要であると考えております。

また、県においても7月に設置した指定廃棄物に関する有識者会議において、選定経緯等を十分検証いただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この問題は塩谷町だけの問題として捉えるのではなく、県内全ての市・町が一緒になって取り組んでいかなければならないものと認識しておりますし、今後、国・県の対応や塩谷町の動向を見守っていきたいと考えております。

その他の項目につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 阿部議員の2項目めの質問にお答えいたします。

まず、1点目のボランティア等の民間の活用についてであります。当町におけるこれまでの要支援者のニーズは、介護予防効果のあるサービスよりも、料理や洗濯、掃除、ごみ出し等の生活支援サービスが多いことに鑑み、それらのサービスの一部をボランティアの方々に担ってもらうことは大いに有効であると考えております。そのために先ほど益子議員の質問にもお答えしたとおり、介護保険第6期事業計画において基本方針を示し、その後生活支援の担い手の育成についても検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在のサービスの内容の継続についてであります。介護予防給付、いわゆる要支援1及び2に認定された方が受けるサービスにつきましては、12種類あるわけですが、そのうち地域支援事業の中に新しく設けられます総合事業に移行するのは、訪問介護及び通所介護の2種類のサービスのみであります。その他のサービスにつきましては、現行の介護予防サービスとして総合事業開始後も介護予防給付の対象とされております。地域支援事業に移行する訪問介護及び通所介護サービスにつきましては、これも先ほど益子議員の質問にもお答えしたとおり、専門的なサービスが必要な方につきましては、現行の内容

を継続して受けられますので、それ以外の方につきましては、受けているサービスの内容を精査し、必要な介護予防サービスを受けることができるよう多様なサービス内容を検討いたします。

また、それら地域支援事業の費用につきましては、国のガイドライン案によりますと一定の上限を設けるが、超える場合は個別に判断する枠組みを設けるとされておりますので、費用の面からも現行と同等の手当がなされるのではないかというふうに考えております。

次に、3点目の利用料についてであります。現行介護給付の利用者負担割合等を勘案し、利用者に過度な負担を強いることがないよう、近隣市町とも調整の上、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、4点目のボランティア研修等についてであります。現在町におきましても介護予防ボランティア等の育成事業を実施しているところでございます。今後もその育成のための研修等は重要であると考えておりますので、現在地域包括支援センターにおいて実施しております認知症サポーター養成講座や介護予防ボランティアの育成事業を継続するとともに、今後は高齢者がみずから地域とのつながりを保ちながら、高齢者自身が支援をしたり、されたりする立場の提供も視野に入れ、地域でより生き生きと活躍できる人材の育成に資するような事業を実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） 再質問させていただきます。

6月の議会で実は町長の指定廃棄物に対する考えというのはわかっております。重々承知しております。ただ、一般の町民の方から言われたのが、はっきりしてくれと、町長はどうなんだ、実はラジオ体操なんかを私今やっているものですから、それが終わったあとのお茶飲みなんかをしているときに質問されたんです。でも町長は大丈夫だと、何が大丈夫なのかというのは置いておいて、という話をしたんだけど、本当かと、町長ぜひ言ってほしいと。

実は私この質問をするに当たり、我が町は指定廃棄物の処分場を受け入れませんと宣言したらどうですかという提案をするつもりだったんです。でも事前に市町長会でいろいろ絡みもあって、そういうのはできないと、ただ町長の気持ちは私はあの6月の議会で十分知ることができた。しかし、一般の町民の方はなかなか町長の本当の気持ちをまだわかっていない

方もいるだろうと思うので、ぜひ町長が町民の方と話すときとか、触れ合うときとか、そういうときに大丈夫だよと、何の根拠があつてと言われちゃうかもしれないけれども、信じてくれと、町長みずからぜひそういう声をかけていただければと思うのですが、どうでしょうか。

別に私、町長をいじめようと思って言っているわけではなくて、応援しているつもりで言っているのです、よろしくをお願いします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまの阿部議員のご質問、そして阿部議員がお話をしておられる住民の方の不安、これは私も重々存じ上げております。

ただ、前回益子議員のご質問にもお答えしましたように、私どもも那珂川町の町長ではあるけれども、栃木県の町村会、そういう組織の中で申し合わせもございます。そういう絡みで実際に私どもの那珂川町に指定されたというわけではございません。そのような中で私自身が那珂川町には反対だよとか、そういう姿勢を見せる、発言をすることはできないわけでございます。

前回お答え申し上げましたように、私どもは県営最終処分場、これを苦渋の決断の中でお引き受けする町民は皆そのように考えていると思っております。そういう中で、2つ目、これは困難であると、そういうお答えをさせていただきましたが、今もそれと同じお答えに変わりはございません。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） それであればなおさら私たちも町民にそういうのを知らせる使者として町民の方に知らせる、町長のそういうお気持ちを知らせていくつもりでありますし、町長も事あるごとに町民の方とお会いしたらそんな気持ちを伝えていってほしいなというふうにするわけであります。実は、……。

では2点目……

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 阿部議員のお気持ちはありがたいと思っておりますが、今の時点で塩谷町が指定されて、今1カ月がたったところでございます。そのような中で、那珂川町ではなく、塩谷町に選定されてしまった。塩谷町の町長を初め町民の方々の気持ちを考えたときに、私どもから福島町長は大丈夫だよとか、そういう発言はできれば避けていただきたい。

塩谷町の方々の住民感情、それもしっかり考えていただきたい、そのように考えております。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） それはもちろんですが、やはりこの5カ所に選定される前の段階で、那珂川町って候補に入っていたわけですね。ですから、今度塩谷町が矢板みたいに白紙撤回になったときに、また復活するのではないかと、町民の不安というのもあるんです。ですから、その町民の不安をどう解消するのかということも考えなければいけないのではないかと、というふうなのは私の考えです。

ですから、例えばさっき町長は同じ栃木県だから、栃木県内の市、そして町として一緒に考えなければいけないだろうとおっしゃっていましたが、であれば、どういうふうにすることが一番いいのかというのは、町長はどうお考えになのでしょうか。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 処理の方法につきましては、ずっと国のほうで、環境省のほうで考えてくださって、それを県に提案してくださる。そのような形で進んでいる中で、私どもからこれがいいだろうとか、当然私は専門家でございますので、本当に専門的な処分の方法、それはまことに申しわけないんですけれども、私が口にできることではございませんので、ご容赦をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） わかりました。

とりあえずそういう私どもは6月議会で町長からそういうお答えをいただいているし、常日ごろ町長に産廃処分場を受け入れて、じゃ、もう一つというわけにはいかないだろうと、そういうお気持ちは十分理解しているつもりであります。

そういう意味で、何ていいますかね、ただ私どもはわかっても町民の方が納得されるかどうかというのが問題で、やっぱり町民あつての町ですから、親しい仲でも、夫婦の間でも口に出さないとわからないというところがありますよね。ありがたいとか、そういうのを口に出さなきゃ、俺の眼を見ろじゃ今通じない世の中ですので、どんな形であれ、構わないと思うので、町長の気持ちが町民に伝わるような手だてを何とか探っていただきたいなというふうに思います。私先ほども言いましたが、町長を別にいじめるわけでのあれではなくて何とか町長の気持ちを町民に伝えたいと、その6月議会で私は納得しましたから、その気持ちを

何とか伝えたいという気持ちでこの質問に立っているわけです。その辺だけはおわかりいただいて、2つ目の質問に移ります。

先ほど、要支援事業の町への移管について、第6期の事業に盛り込むと課長の答弁でありましたが、それはいつになるのでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 介護保険の第6期事業計画につきましては、今年度策定ということでございまして、先ほどもちょっとご紹介いたしましたけれども、現在その策定委員会を立ち上げるべく準備しているところでございますので、年度内には計画が策定される予定でございます。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） ちょっと待ってください。

来年4月から移管は始まるわけです。年度内というのは、3月いっぱいということですよ、3月いっぱいこれ間に合うのかと、当然間に合わないでしょうと。どう考えているんですかね、町は。当初は、町の持ち出しでいくのか、最初からボランティアの活用というのを考えているのか、その地域の行政区単位での共助という精神で、何とかできないかと考えているのか、その辺詳しくちょっとお聞かせてください。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） この制度が始まるのは確かに来年4月からでございますが、国のほうとしてもいきなりその段階で市町村に移すというのはやはり無理があるということで、先ほど言いました猶予期間ということで3年間の移行期間を設けているわけでございます。それで、円滑に移行しろということで、当初の計画の中では3年間のうちに移行する形を計画して、それまでは現状の維持ということが可能だということになっておりますので、まずは国のほうのロードマップにしても、この介護保険の6期計画に位置づけてその方向性を決めた上で、実際の移行に対するロードマップをつくった上で3年後には完全移行というようなロードマップになってございますので、それに従って町のほうといたしましても介護保険の6期計画をまずつくり、方向性を定め、その後に実際の移行を3年のうちにどのような形の中でスケジュールを組むかというような部分を検討しまして、平成30年には完全移行というような形での流れになってございます。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） 3年間猶予期間があると、3年間猶予期間があっても実際は来年4月から移管されるわけですね。ですから、そのときどうするのか、15年4月から始まるわけですね、地域支援事業として。その始まったときはそのままいくわけですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 3年間のうちにこの保険に関して必要な事業、2種類先ほど申し上げましたけれども、そのものを移行するスケジュールをつくって出ささいということでございますので、当初27年4月にこの制度が始まりますけれども、それの中で、当然先行してやっている市町村もございますので、移行できるものに関しては、4月1日から移行する市町村もあると思います。ただ、全体的な流れの中では、やはり先ほど申し上げましたように、国のガイドラインの案がやっと示せるという形の中で、それが結果的には最低ラインになるかなというふうに思われますので、それすらも年度内に最終的に示されるというような状況でございますので、確かに議員おっしゃるとおりもたもたしていないで先行してやれというふうなお考え、十分理解できますが、現実的にはやはりボランティアの育成、あるいは組織の編成、そういうものを考えますとやはり3年間の移行期間の中で、それぞれの段階を踏みながらやっていかなきゃならないと。先ほど申し上げましたように、移行されても当初は同じ制度そのまま運用できるという経過措置がございますので、端的に申し上げれば、現状のままでそのまま使えるというような形でございます。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） その部分はわかりました。

でも3年間の移行期間のやっぱり、光陰矢のごとしですから、もたもたしているわけにはいかないわけで、ボランティアをどんな形でどんなことができるのか。さっき益子議員の話でもありましたように、責任はどうするのか。保険はどうするのか。いろんなやることってあるわけですよ。そんなことを検討しているうちに結局3年ていうのはとても早く過ぎてしまいますので、なるべく早く本当に、これは口だけではなく、町としてのロードマップ、国ではなく、それをきちんと策定していただいて、6期はそういうことが盛り込まれてくるわけと理解してよろしいでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 6期につきましては、まずその先ほど申し上げました中でど

の部門が例えばボランティア、あるいは地域、あるいはNPO等に那珂川町の場合は移行できるのかという部分の方向性を示すものが第6期になっています。それによりまして、その方向性を示された計画の中で、今度は実際の実行するものとして今おっしゃったような那珂川町としての計画、ロードマップ、そういうものを策定していきながら、なるべく早期に移行できるように実施してまいりたいと思います。

[発言する人あり]

○健康福祉課長（小川一好君） 6期の計画の中では、細かい具体的な計画までは示されませんので、その方向性、あるいは方針等が示されるものでございます。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

[2番 阿部 健君登壇]

○2番（阿部 健君） もちろん細かい手法なり、進め方なりはこれあくまでも計画ですから大綱が示されるわけで、細かい手法であるとか進め方は別で計画されるんでしょうと思うんですが、要は先ほど課長が言われましたように、高齢者の方も例えば買い物介助であるとか、洗濯であるとか、そういうボランティアはできるというふうに考え、私もそう思います。

要は要支援、要介護、認知症、そういうのをまず防ぐということが第一の近道ではないかと思うんです。ですから、私はそういう意味で今、毎週大内地区でお年寄りを集めてラジオ体操をやっています。この間、小雨がちょっと降っていたんですが、7名ぐらいのお年寄りが集まっていたいて、ほかの方は雨が降っているのでお休みだったんですけども、椅子に座ってラジオ体操をやっているんです。そのラジオ体操をやっていたおばあちゃんが椅子に座ってやっているのに何か体がぼかぼかしてくるねって言うんですよね。やっぱりそれはなんか最近元気になってきたとご本人が言われていました。ありがたがられたんですが、そういうつまり要支援、要介護にしない、そういう取り組みこそ、まず第一義的にやるべきではないかというふうに思うんです。課長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まさに阿部議員のおっしゃるとおりだと思います。

前回の阿部議員の質問にもお答えしたとおり、やはり地域でそういうふうな形の推進をぜひこれから自主的にお願いできればなというふうに思っております。

また、阿部議員のおっしゃるとおり要支援にも至る前の予防として現在、先ほどちょっとお話ししましたがけれども、転ばん教室等、要支援にもならない前の予防策として那珂川町の場合はほかに先んじて積極的に行っておりますので、そういうふうな中でもより転ばないた

めの運動、あるいは体操、そういうものも全町的に今やっております。

また、阿部議員が今回おっしゃったようなラジオ体操と同じように、サロンという形で地域にやはり出向いて、例えば早期の認知症予防のために、引きこもりになるお年寄りの方を集まっていただいてその中でやはり予防の事業、あるいは情報交換、そういうものをやるような事業も行っておりますので、そういうふうな部分をさらにこれからも伸ばしていきたいというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 阿部 健君。

〔2番 阿部 健君登壇〕

○2番（阿部 健君） ありがとうございます。

実は先日、下野新聞にラジオ体操のことを取り上げていただきまして、お年寄りたちが新聞に出たらやめるわけにいかないなど、そんなとてもいい傾向、雰囲気の中で今やらせていただいています。ぜひそういう介護予防、認知症予防、そういう観点で要支援とか要介護をつくらない。特に那珂川町というのは超高齢化社会になっていくわけですから、もうなっていますけれども、その中でそういう介護であったり、要支援、要介護、そして認知症予防という観点では、やはり町を挙げてそういう取り組みをしていかなければならないのではないかというふうに思うわけです。

ぜひ町の、課長もそうですが、私のようなメタボの、特に課長もぜひ参加していただいて、ぜひ介護にならないような、認知症にならないような取り組みをこれからも推進して私は行くつもりですし、ぜひ執行部の皆さんのご協力も仰ぎたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（大金市美君） 2番、阿部 健君の質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分